

湯浅町 こども計画

令和8年3月 湯浅町



こども・若者の幸せな未来を育む
こどもまんなかのまち ゆあさ

はじめに

昨今、人口減少・少子高齢化の進行や家族形態や就労形態の多様化、社会・経済への影響等により、こどもや若者を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、不登校、ひきこもり、児童虐待、いじめなど、こどもや若者をめぐる問題は複雑化しています。

このような状況の中、国において、令和5年4月、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることのできる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための「こども基本法」が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定されました。それを受けて和歌山県においても令和7年3月に「和歌山県こども計画」が策定されました。

本町では、社会情勢の変化やこども若者の課題を踏まえるとともに、こども基本法、こども大綱及び和歌山県こども計画を勘案し、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「湯浅町こども計画」を策定しました。

こどもたちが社会の一員として尊重され、こども・若者の意見が施策に反映される取組を行うことで、本計画の基本理念である「こども・若者の幸せな未来を育む こどもまんなかのまち ゆあさ」の実現を目指してまいります。

この度の計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただき貴重なご意見・ご提言を賜りました町民の皆さま、内容の検討・協議にご尽力いただきました「湯浅町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、関係各位に心より厚く御礼を申し上げます。

今後とも、湯浅町のこども・若者支援のさらなる充実のため、町民の皆さまには引き続きご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



令和8年3月

湯浅町長 上山 章善

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画策定の体制	3
5 計画の対象について	3
6 こども計画策定のポイント	4
7 SDGsについて	6
第2章 湯浅町のこども・若者の状況	7
1 統計からみた湯浅町の現状	7
2 こども・若者への意見聴取の概要	18
3 こども・若者をめぐる本町の現状と課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	45
2 施策分野	46
3 施策体系	47
第4章 施策の展開	49
1 こども・若者のライフステージを通じた取組	49
2 こども・若者のライフステージに応じた取組	51
3 子育て当事者への支援	55
4 成果指標	58
第5章 施策推進のために	59
1 こども・若者の社会参画・意見反映	59
2 こども施策の共通の基盤となる取組	59
3 国・県等との連携	60
4 計画の推進に向けて	60
資料編	61
1 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿	61
2 湯浅町子ども・子育て会議条例	62
3 策定経過	63



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況の中、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング¹)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

このような背景の中で、本町では、国や県の動向を踏まえながら「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画（以下「前計画」という。）」を令和7年3月に策定し、「こども一人ひとりが輝き、温かい心を育むまち 湯浅町」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んでいます。

社会情勢の変化や国の法制度の変更、本町の状況やこども・子育て支援の進捗状況を踏まえ、新たに「湯浅町こども計画（以下「本計画」という。）」を策定し、本町に住むこどもの健やかな成長や若者の活躍のための支援を通じ、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組みます。

2 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、こども大綱及び和歌山県こども計画を勘案した、本町におけるこども施策についての計画です。また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を含めます。

さらに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含めた「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」と合わせ、「湯浅町こども計画」として位置付けます。

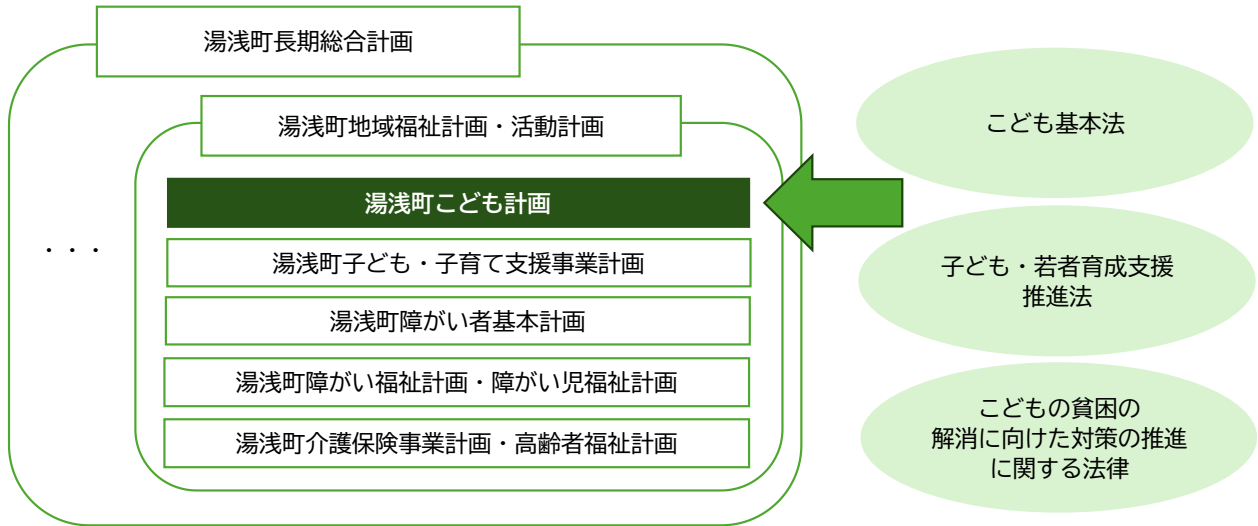
1 ウェルビーイング：well（よい）と being（状態）からなる言葉。身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「第四次湯浅町長期総合計画」を最上位計画、「湯浅町地域福祉計画・湯浅町地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「湯浅町障がい者基本計画」、「湯浅町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等、関連計画との整合を図るものとします。

【図表1-1 計画関係図】



3 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、「湯浅町こども計画」の一部として位置付けている「第3期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間を鑑み、本計画の計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

【図表1-2 計画期間】

計画/年度	R7	R8	R9	R10	R11
こども計画		湯浅町こども計画			
子ども・子育て支援事業計画	第3期 湯浅町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、湯浅町におけるこども施策をこども及び子育て当事者の実情を踏まえた計画とするため、保護者代表、有識者、事業者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「湯浅町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(2) 計画策定の方法

① こども・若者からの意見聴取

計画の策定にあたり、こども・若者から意見を聴取し、計画に反映するため、小学校・中学校に通う児童生徒を対象に「子どもの生活実態に関する調査」を、本町に住む高校生から若者世代を対象に「子ども・若者意識調査」を行いました。

また、こどもたちの生の意見を把握するため、湯浅中学校においてグループワーク形式のワークショップを実施したほか、子ども食堂（しらゆりキッチン）に来た親子へのヒアリングを実施しました。

各調査の概要は第2章に記載しています。

② パブリックコメントの実施

計画は広く町民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5 計画の対象について

本計画の対象となる「こども・若者」の範囲は、国が定めた「子ども・若者ビジョン」を勘案しつつ、本計画におけるこども・若者の定義や本町が実施する施策の対象範囲を鑑み、40歳未満とします。

また、本計画中「こども」の標記については、ひらがなを用いることとしていますが、法律や制度に準じる場合や固有名詞を用いる場合は、「子ども」・「子供」と標記することとします。

6 こども計画策定のポイント

こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6本の柱を示しています。

【図表1-3 こども施策に関する基本的な方針】

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3つの重要事項が示されており、こども計画策定にあたってはこれらの重要事項を盛り込むことが必要です。

【図表1-4 ライフステージを通じた重要事項】

◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
◆こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
◆こどもの貧困対策
◆障がい児支援・医療的ケア児等への支援
◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー ² への支援
◆こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

【図表1-5 ライフステージ別の重要事項】

<p>◆こどもの誕生前から幼児期まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
<p>◆学童期・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ✓ こども・若者の視点に立った居場所づくり ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ✓ いじめ防止 ✓ 不登校のこどもへの支援 ✓ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し ✓ 体罰や不適切な指導の防止 ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援
<p>◆青年期</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ✓ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【図表1-6 子育て当事者への支援に関する重要事項】

<p>◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ✓ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など） ✓ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充 ✓ 医療費等の負担軽減
<p>◆地域子育て支援、家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供 ✓ 体罰によらない子育てに関する啓発 ✓ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 ✓ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
<p>◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 育児休業制度の強化 ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の促進 ✓ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生への充実 ✓ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
<p>◆ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進 ✓ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化 ✓ 安全・安心な親子の交流の推進 ✓ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

7 SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国においても積極的に取組を進めています。

本町においても、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、こどもの最善の利益が実現されるよう、こども施策を展開します。

【図表1-7 SDGsの17の目標】





第2章 湯浅町のこども・若者の状況

第2章 湯浅町のこども・若者の状況

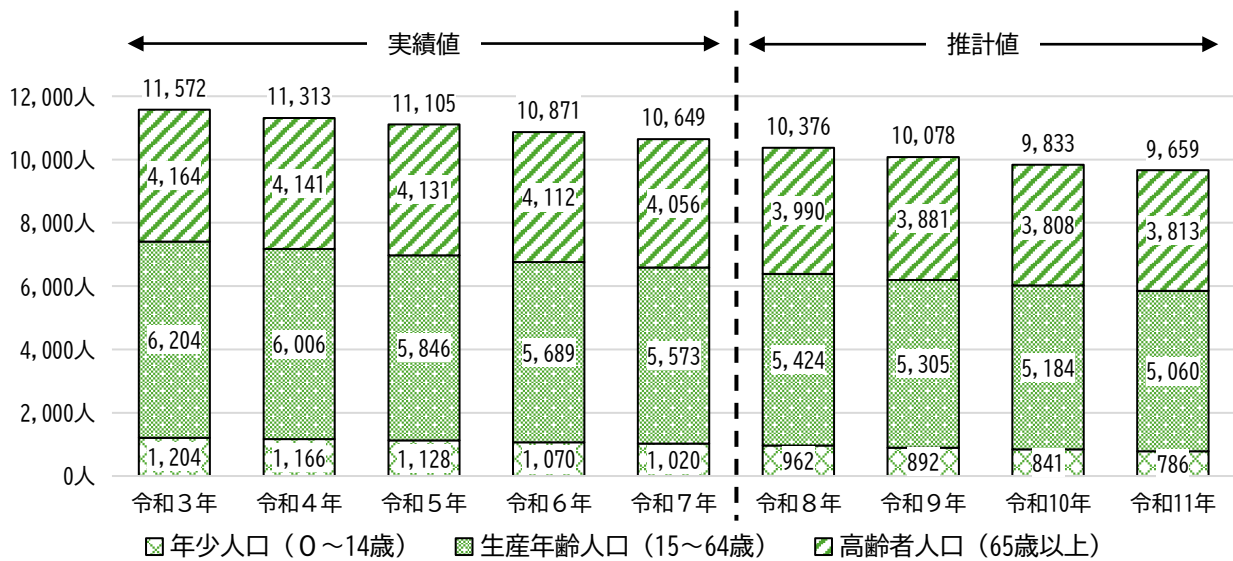
1 統計からみた湯浅町の現状

(1) 総人口の推移・推計

本町の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和7年では10,649人となっています。令和8年以降も減少を続けることが見込まれ、令和11年には9,659人と予想されます。

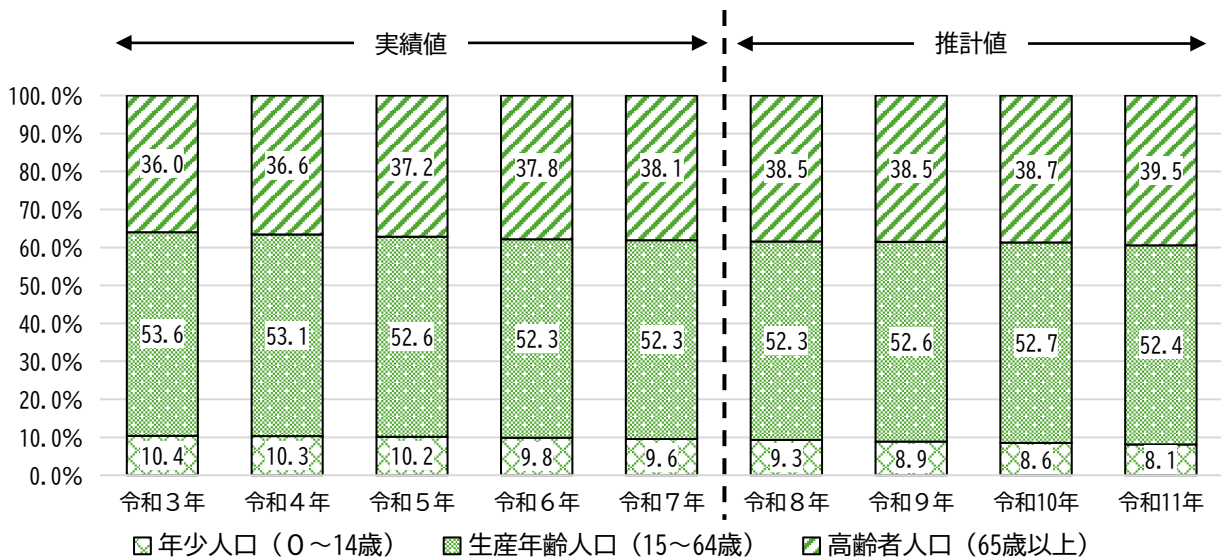
また、年齢3区分別人口割合を見ると、年少人口割合は減少傾向にあり、令和6年の年少人口割合は9.6%となっています。令和8年以降も減少を続けることが見込まれ、令和11年には8.1%と予想されます。

【図表2-1-1 年齢3区分別人口の推移・推計】



資料：実績値 住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値 コーホート変化率法による推計

【図表2-1-2 年齢3区分別人口割合の推移・推計】



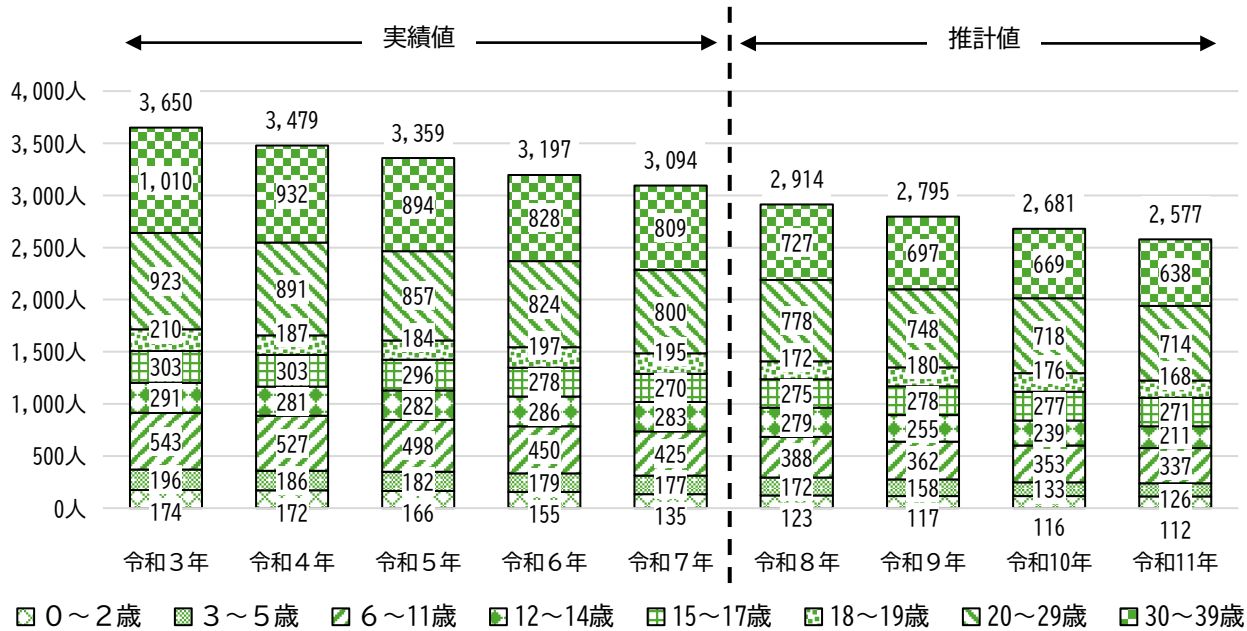
資料：実績値 住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値 コーホート変化率法による推計

(2) こども・若者人口の推移・推計

本町のこども・若者人口（0～39歳）の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では3,094人となっています。

令和8年以降も減少を続けることが見込まれ、令和11年には2,577人になると予想されます。

【図表2-2 こども・若者人口（0～39歳）の推移・推計】



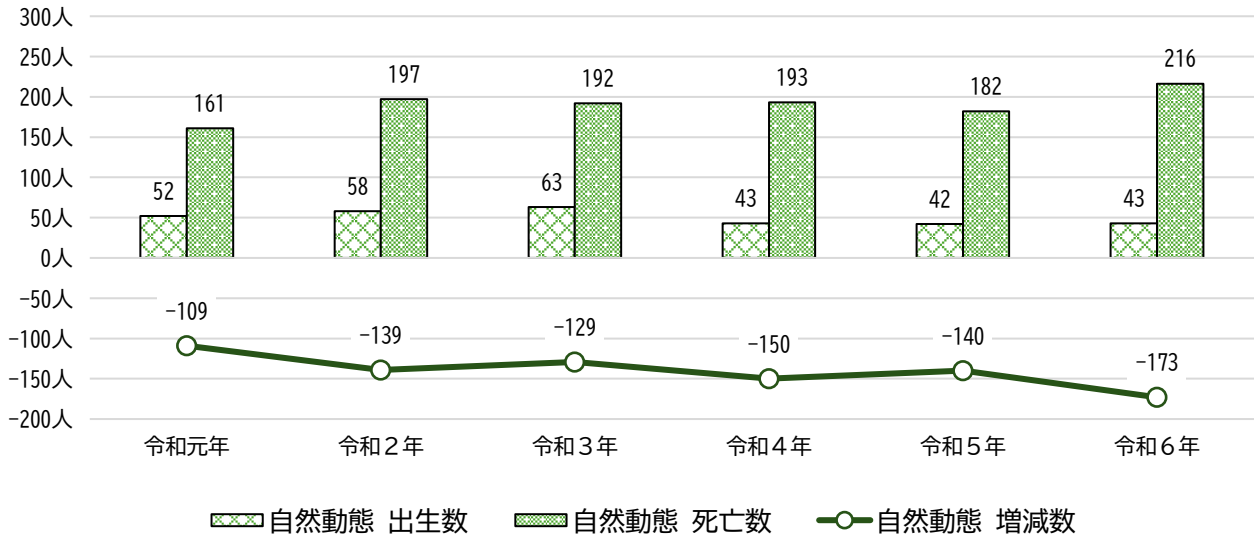
資料：実績値_住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計値_コホート変化率法による推計

(3) 人口動態

本町の出生数について、令和3年度以降減少に転じ、令和6年度では43人となっています。死亡数は令和元年度以降増減を繰り返し、令和6年度では216人となっています。自然動態としては、死亡数が出生数を上回る自然減の状態です。

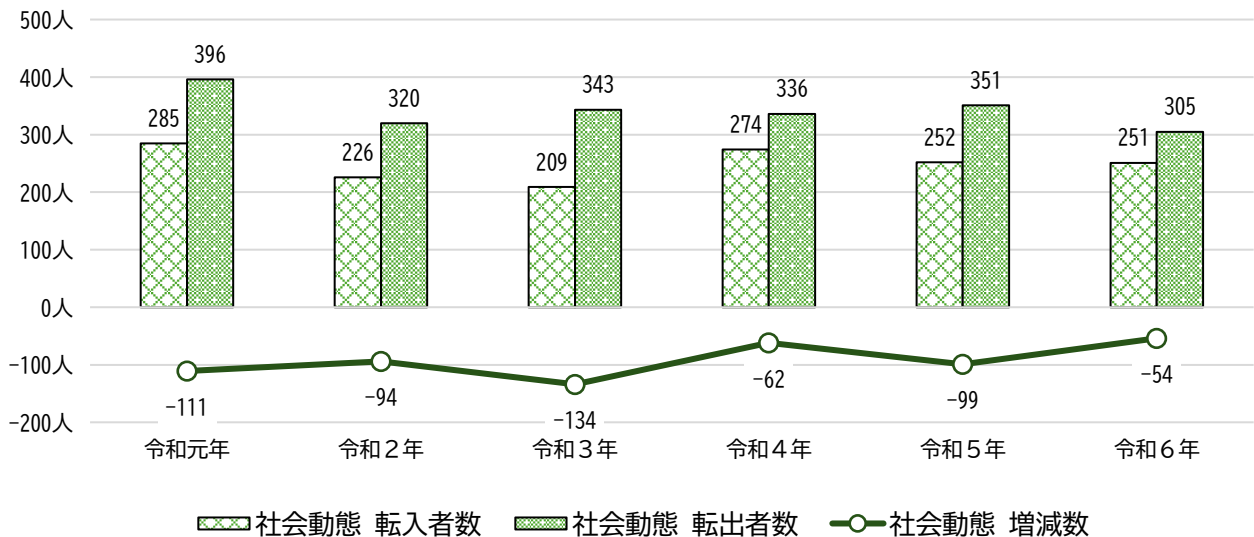
また、転入者数・転出者数について、ともに令和元年度以降増減を繰り返しています。令和6年度では、転入者数は前年より減少し、251人、転出者数は前年より減少して305人となっています。社会動態としては、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態です。

【図表2-3-1 自然動態の推移】



資料：湯浅町

【図表2-3-2 社会動態の推移】

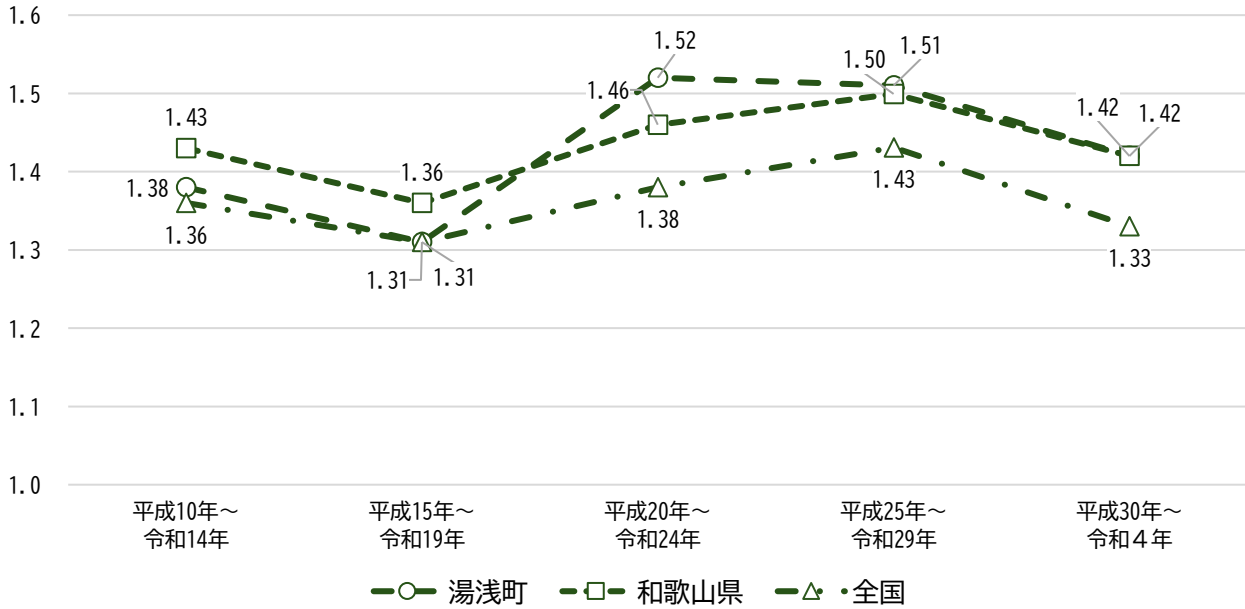


資料：湯浅町

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率について、平成 30 年～令和 4 年では 1.42 となっており、全国を上回り、和歌山県と同等の水準となっています。

【図表 2-4 合計特殊出生率の推移】



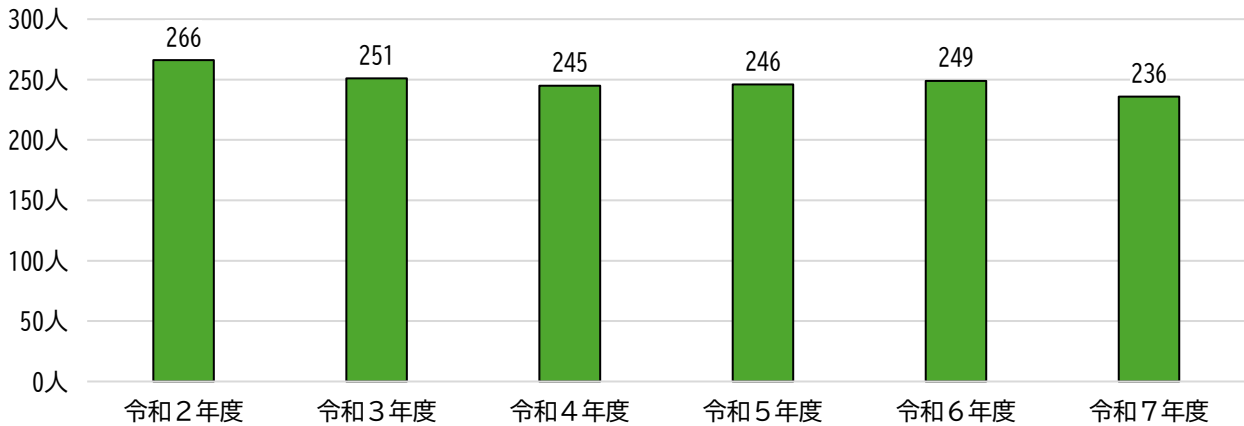
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 園児数の推移

① 保育所型認定こども園等

本町の保育所型認定こども園等の在園児数について、令和2年度以降おおむね減少傾向にあり、令和7年度では236人となっています。

【図表2-5-1 保育所型認定こども園等の在園児数の推移】

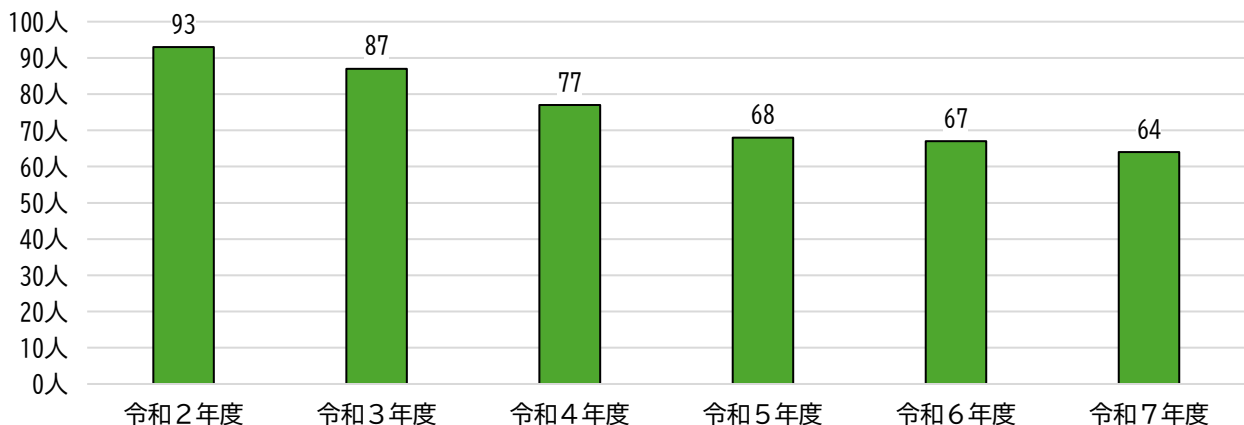


※たむらこども園、ゆあさこども園、ひまわり保育園、町外の保育園等が対象となっています。
資料：湯浅町（各年度4月1日現在）

② 幼稚園型認定こども園等

本町の幼稚園型認定こども園等の在園児数について、令和2年度以降おおむね減少傾向にあり、令和7年度では64人となっています。

【図表2-5-2 幼稚園型認定こども園等の在園児数の推移】



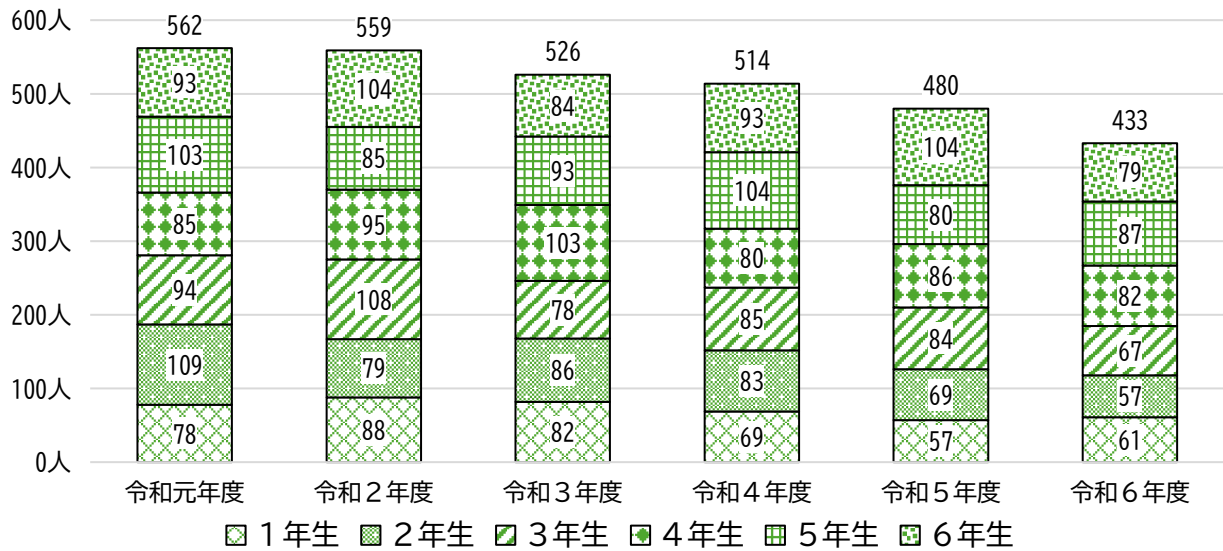
※湯浅幼稚園、町外の幼稚園等が対象となっています。
資料：湯浅町（各年度4月1日現在）

(6) 児童・生徒数の推移

① 小学校

本町の公立小学校児童数について、令和元年度以降減少を続けており、令和6年度では433人となっています。

【図表2-6-1 公立小学校児童数の推移】

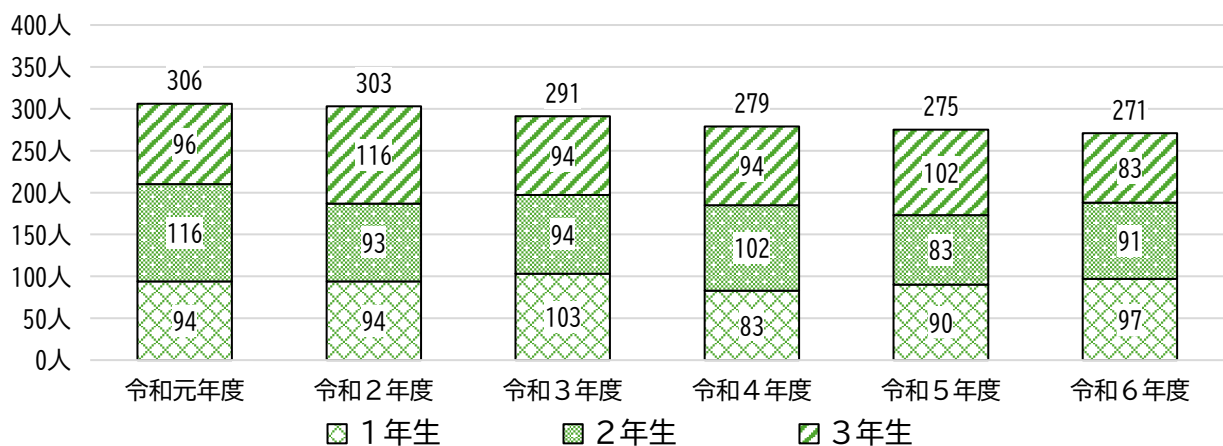


資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

② 中学校

本町の公立中学校生徒数について、令和元年度以降減少を続けており、令和6年度では271人となっています。

【図表2-6-2 公立中学校生徒数の推移】



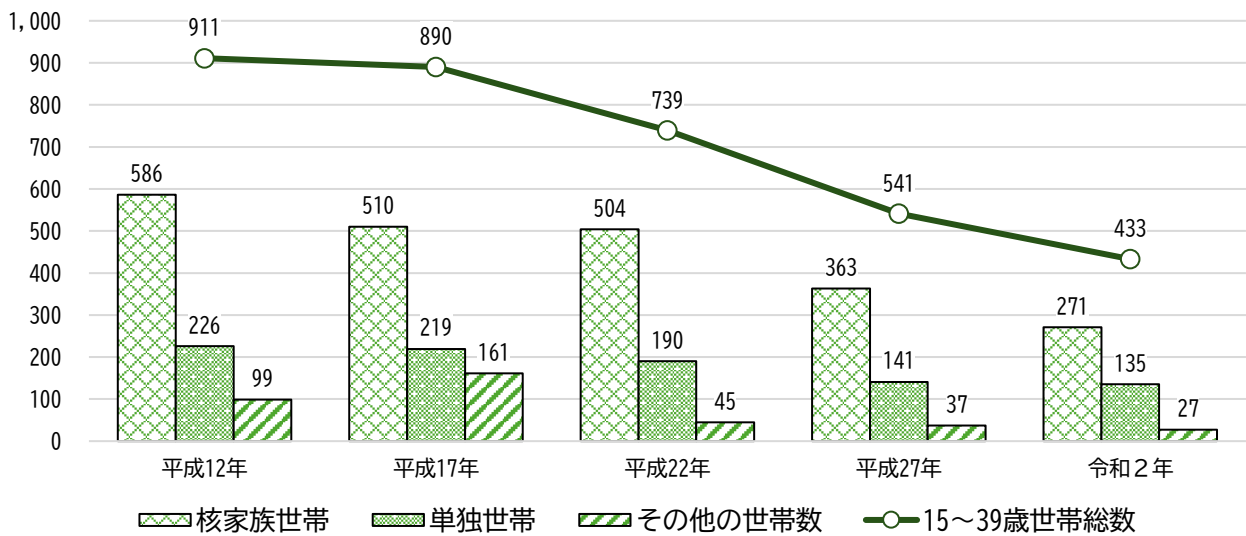
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(7) 若者の世帯の状況

本町の若者（15～39歳）の世帯の状況について、令和2年の世帯総数は433世帯となっており、平成12年以降で最も少なくなっています。また、世帯構成別にみると、令和2年では核家族世帯が271世帯、単独世帯が135世帯と、いずれも平成12年以降で最も少なくなっています。

令和2年の世帯の状況を5歳階級別にみると、核家族世帯及び単独世帯は35～39歳が最も多くなっています。

【図表2-7-1 若者の世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-7-2 若者の世帯の状況（核家族世帯、単独世帯）】

単位：世帯

	核家族世帯					単独世帯
	夫婦のみ世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯		
15～19歳	0	0	0	0	0	3
20～24歳	14	4	5	0	5	26
25～29歳	39	7	24	0	8	31
30～34歳	89	19	56	0	14	30
35～39歳	129	8	95	0	26	45
合計	271	38	180	0	53	135

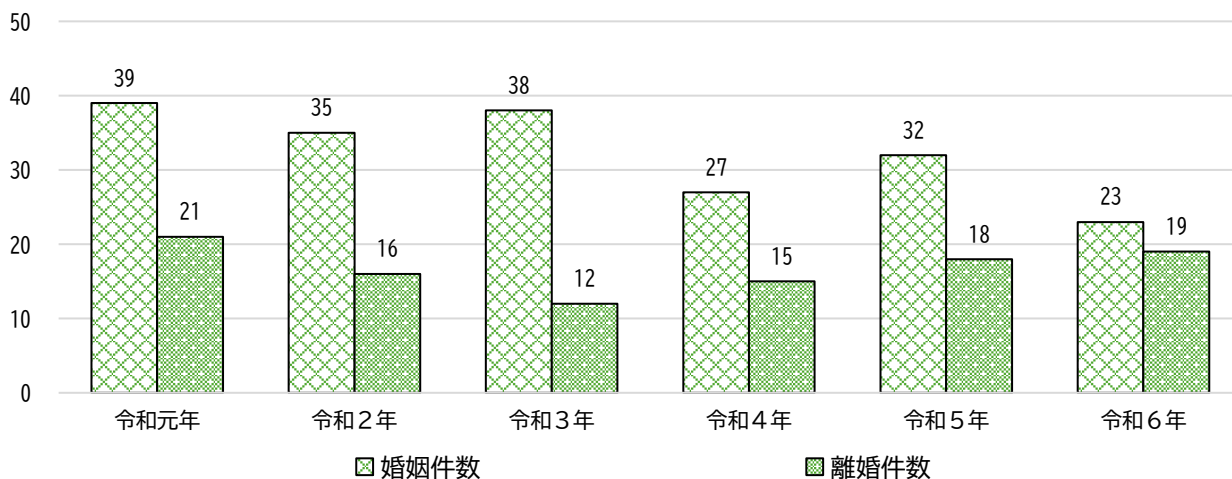
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(8) 若者の婚姻関係の状況

本町の婚姻件数について、令和元年度以降増減を繰り返し、令和6年度では前年より減少して23件となっています。

離婚件数について、令和3年度以降増加に転じ、令和6年度では19件となっています。

【図表2-8-1 若者の婚姻・離婚件数の推移（男性）】



資料：湯浅町

本町の若者の未婚率をみると、男性の方が女性よりも未婚率が高い傾向にあり、特に25歳以上で差が大きくなっています。

未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、未婚率は性別問わず、24歳以前では大きな差はみられませんが、25歳以上では増加傾向となっています。

また、国や県と比較すると、男性では全年齢層で、女性では25～39歳において国や県よりも高い傾向がみられます。

【図表2-8-2 若者の未婚率の推移】

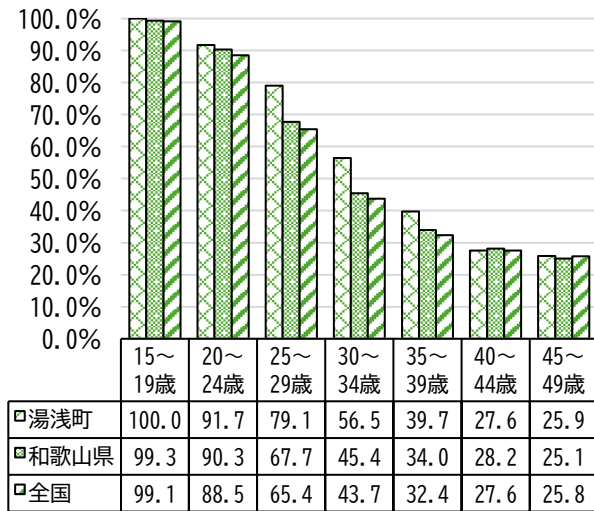
男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成12年	99.0	89.2	66.9	41.8	23.9
平成17年	99.5	86.3	65.7	43.0	31.6
平成22年	99.1	87.0	67.6	45.4	31.7
平成27年	99.6	92.6	70.3	50.7	35.7
令和2年	100.0	91.7	79.1	56.5	39.7

女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成12年	98.7	84.2	49.6	26.0	10.7
平成17年	99.0	82.2	54.9	29.8	17.9
平成22年	97.9	84.2	57.6	33.7	18.4
平成27年	100.0	88.0	58.3	37.7	20.9
令和2年	98.7	82.9	63.6	37.0	28.7

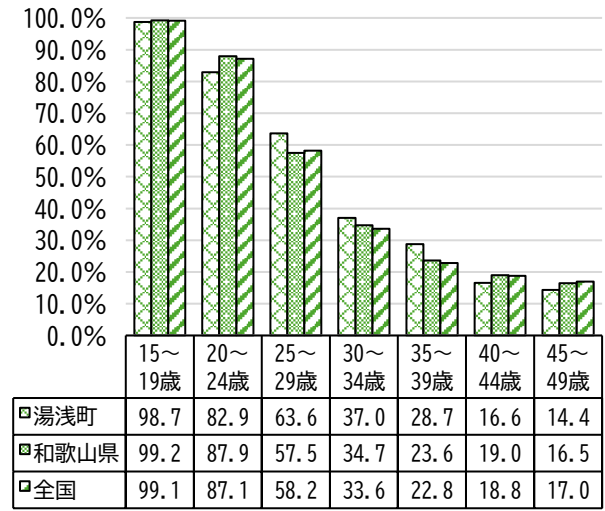
資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-8-3 令和2年 男女別年齢別若者の未婚率の比較】

男性の未婚率



女性の未婚率



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

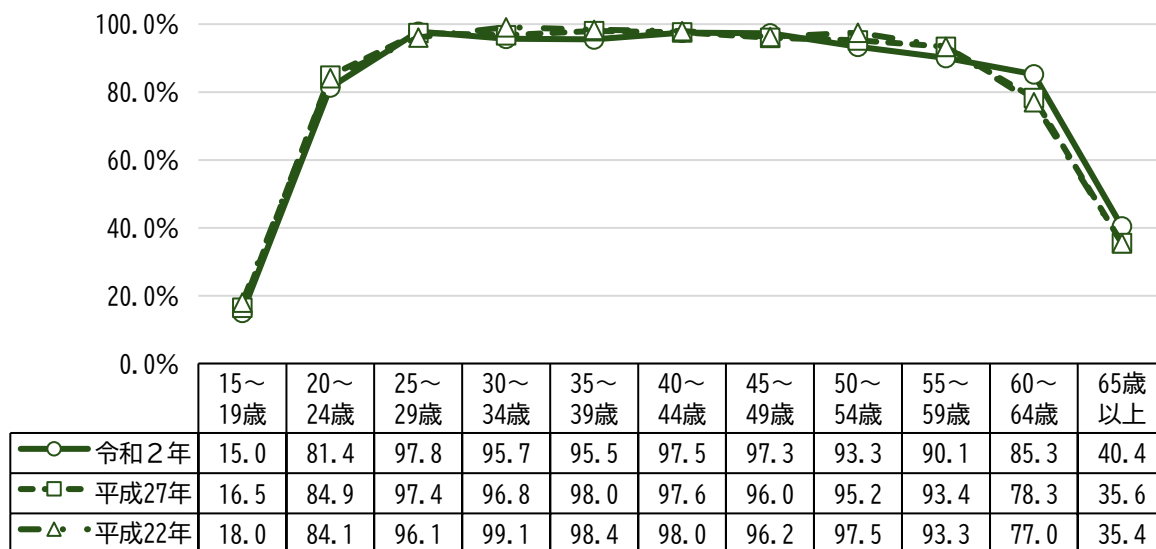
(9) 若者の労働力率の推移

本町の男性の労働力率³をみると、25～59歳では9割を超えています。経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて60～64歳の労働力率が大きく上昇しています。

女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期にあたる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、「M字カーブ」の底が浅くなっています。

【図表2-9-1 男性の労働力率の推移】

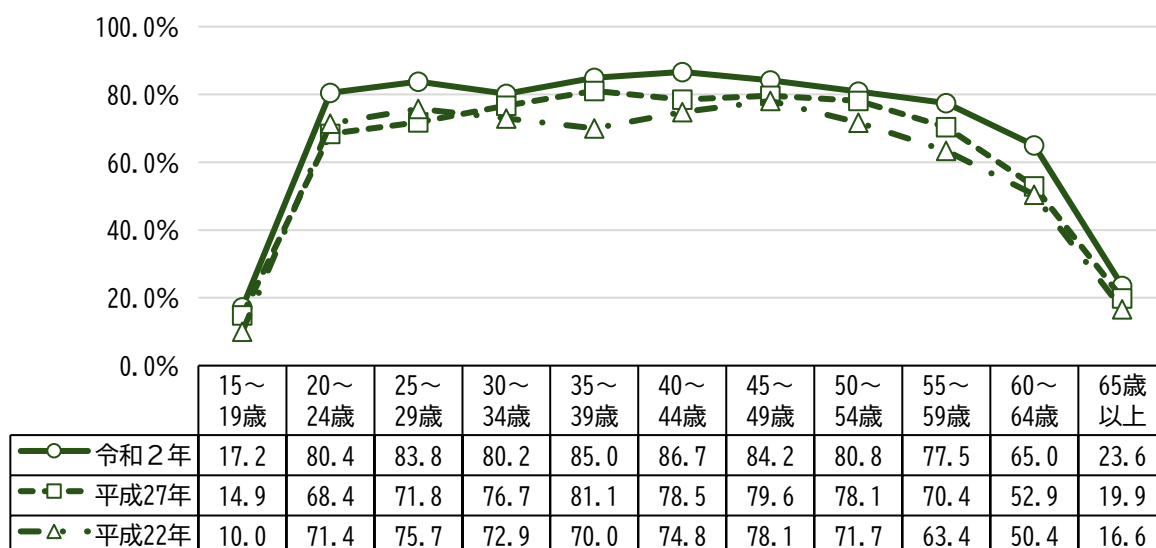
男性



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-9-2 女性の労働力率の推移】

女性



資料：国勢調査（各年10月1日）

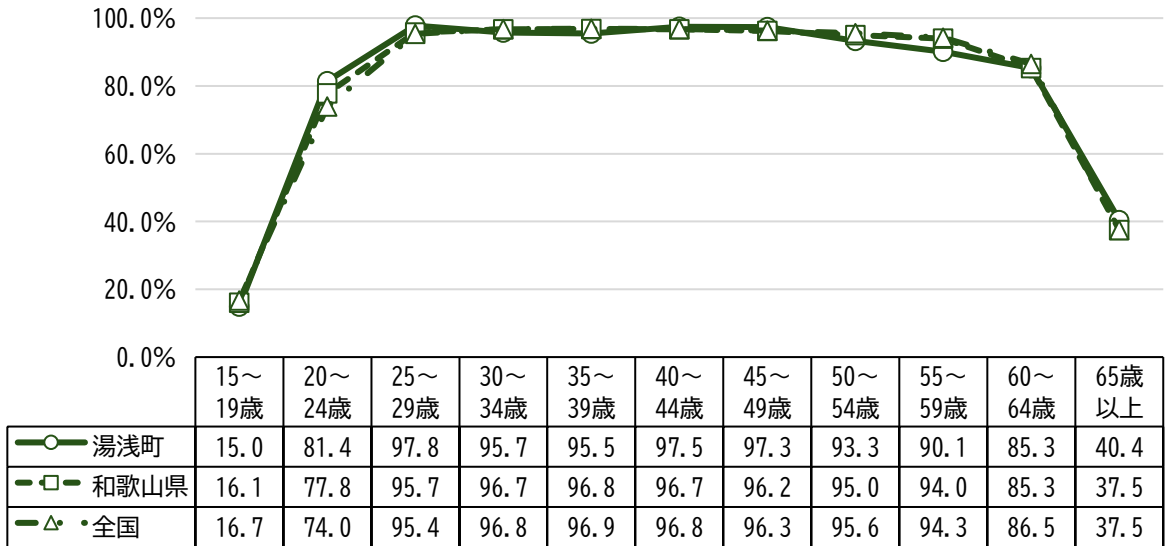
3 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。

本町の令和2年の男性の労働力率を全国、和歌山県と比較すると、おおむね同水準となっていますが、特に20～24歳の労働力率は全国と比べて7.4ポイント高くなっています。

令和2年の女性の労働力率を全国、和歌山県と比較すると、特に20～44歳の労働力率は全国、和歌山県よりも高くなっています。

【図表2-9-3 男性の労働力率の比較（令和2年）】

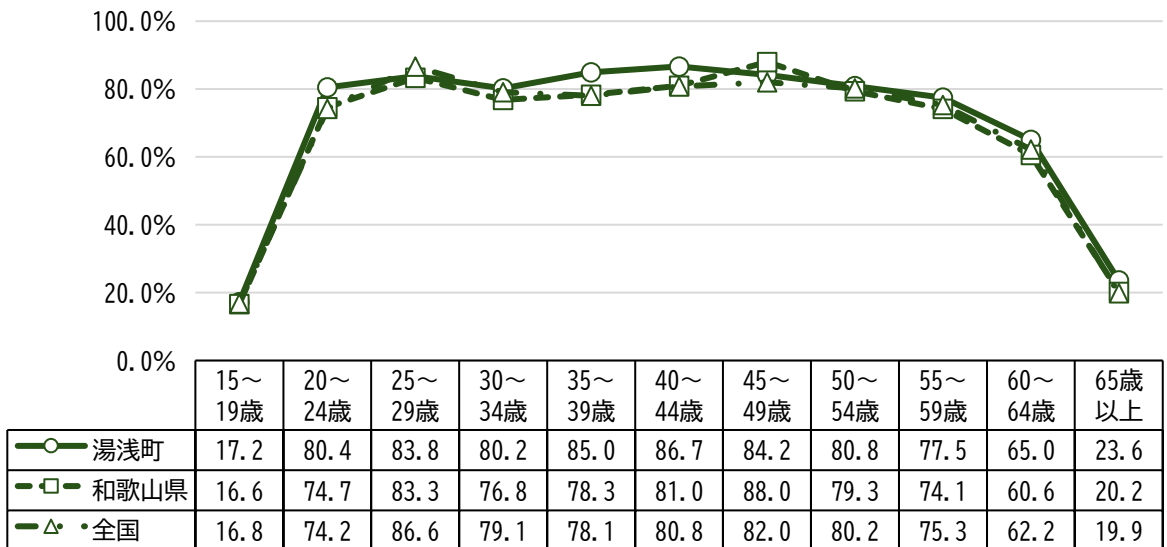
男性



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

【図表2-9-4 女性の労働力率の比較（令和2年）】

女性



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

2 こども・若者への意見聴取の概要

(1) こども・若者への意見聴取の概要

計画策定にあたり、小中学生及び若者世代の現状や意見、こども・若者に関する支援ニーズを把握し、こども施策の検討に利用することを目的として、「子ども・若者意識調査」、「子どもの生活実態調査」、「湯浅中学校ワークショップ」、「子ども食堂（しらゆりキッチン）ヒアリング」を実施しました。

【図表2-10 こども・若者に関する調査の概要・結果】

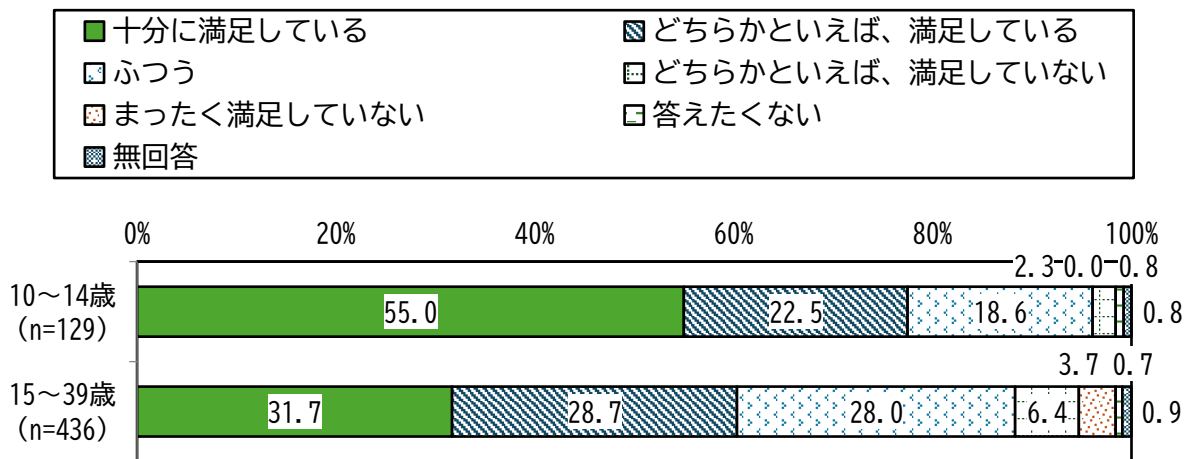
① 子ども・若者意識調査	
調査対象者	湯浅町内在住の10歳～39歳
調査票配布数	10～14歳：454件、15～39歳：2,100件
調査期間	令和6年11月27日～12月18日
調査方法	郵送による配布、郵送による回収・インターネットによる回答
回収数	10～14歳：129件、15～39歳：436件
回収率	10～14歳：28.4%、15～39歳：20.8%
② 子どもの生活実態調査	
調査対象者	湯浅町立の小・中学校に通う小学5年生／中学2年生及びその保護者
調査票配布数	小学5年生・中学2年生：178件、保護者：178件
調査期間	令和6年11月27日～12月18日
調査方法	小中学生用：学校にて実施、インターネットによる回答 保護者用：学校を通じて配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	小学5年生・中学2年生：174件、保護者：98件
回収率	小学5年生・中学2年生：97.8%、保護者：55.1%
③ 湯浅中学校ワークショップ	
対象者	湯浅中学校に通う3年生の生徒
実施日	令和7年8月27日
実施方法	5限目の授業を用いてグループワークを実施（終了後、ワークシートを回収）
テーマ	①居場所について ②暮らしやすさについて ③自分たちの将来のことについて
④ 子ども食堂（しらゆりキッチン）ヒアリング	
対象者	子ども食堂（しらゆりキッチン）に訪れた保護者とそのこども
実施日	令和7年11月16日
テーマ	こんなまちになったらいいな！湯浅町 ≪①湯浅町にどんな取り組み、場所があったらこども・若者が希望をもって（楽しく）暮らせるまちになる？、②悩みごとを相談できる場所？、③遊び場、居場所？、④イベント？、⑤5空家は何かに使えないかな？≫

(2) 子ども・若者意識調査の概要

①生活の満足度

生活の満足度について、“満足している”(「満足している」+「どちらかといえば、満足している」)の回答は、10～14歳では77.5%、15～39歳では60.4%となっており、若者世代の方が満足度が低くなっています。

【図表2-11 生活の満足度】

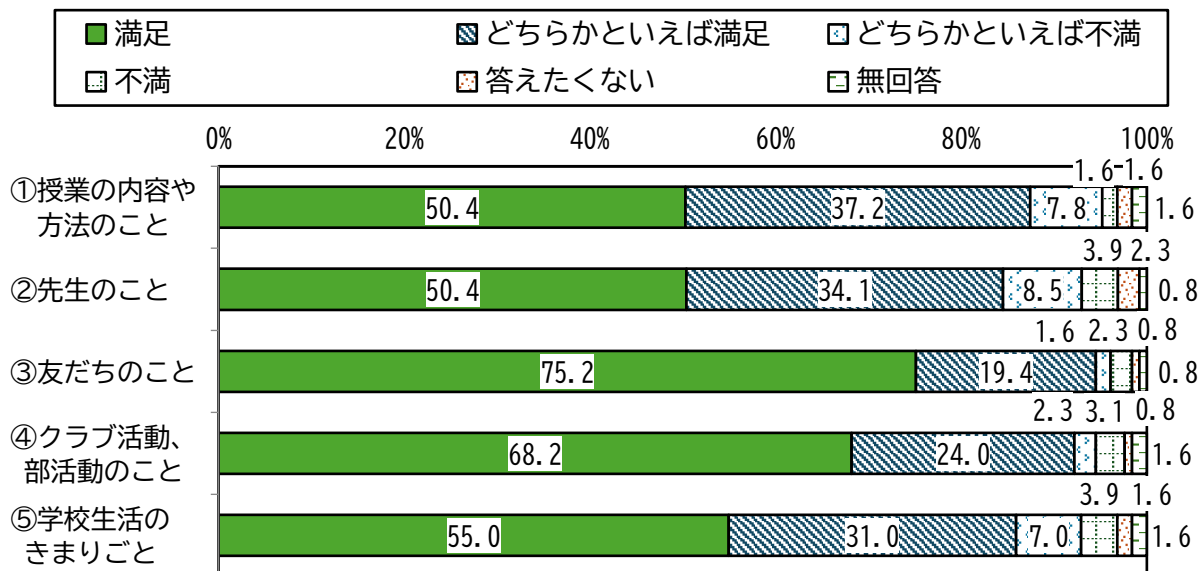


②学校生活の満足度

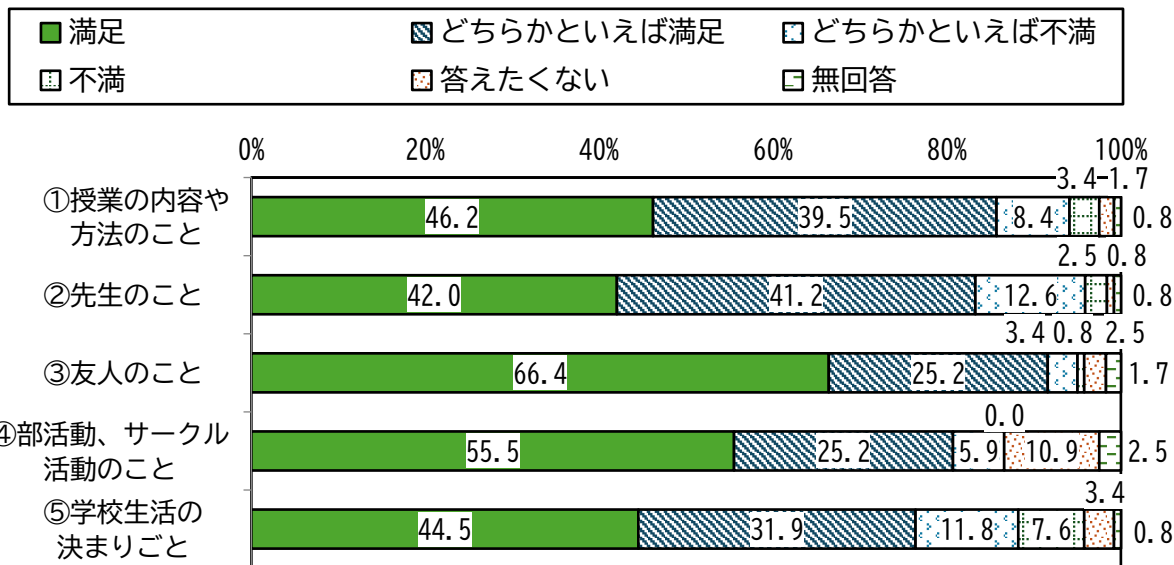
学校生活の満足度について、“満足”(「満足」+「どちらかといえば満足」)の回答割合が最も高いのは、10～14歳、15～39歳ともに「友だち(友人)のこと」となっています。一方、“不満”(「どちらかといえば不満」+「不満」)の回答は、10～14歳、15～39歳ともに「先生のこと」、「学校生活の決まりごと」が上位の回答となっています。

【図表2-12 学校生活の満足度】

10～14歳 (n=129)



15～39歳 (n=119)

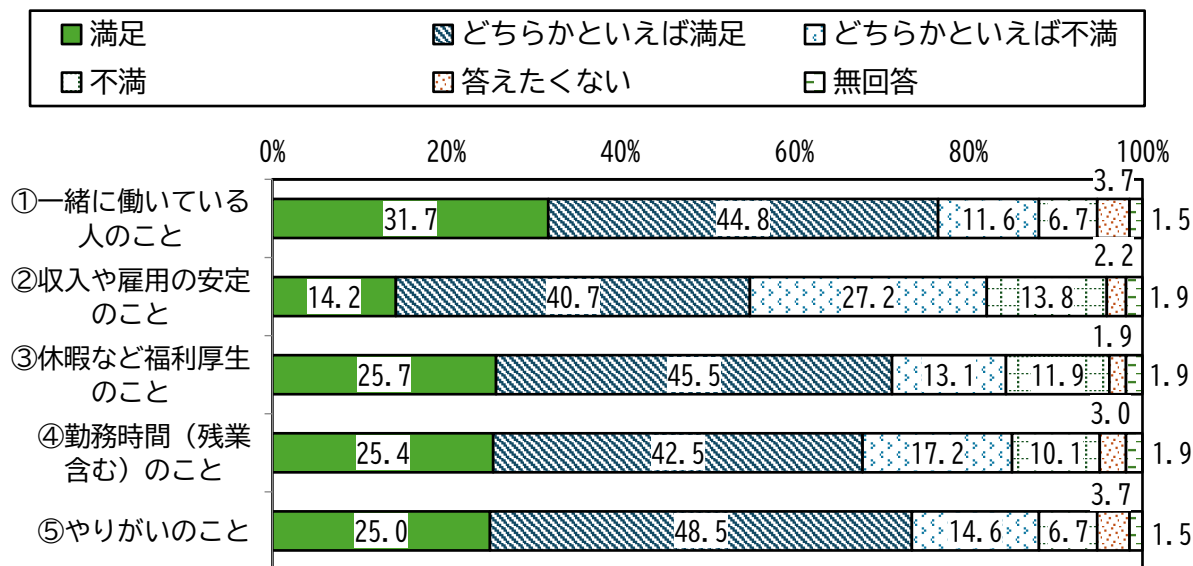


③仕事の満足度

仕事の満足度について、“不満”（「どちらかといえば不満」 + 「不満」）の回答割合が最も高いのは「収入や雇用の安定のこと」となっています。

【図表2-13 仕事の満足度（15～39歳）】

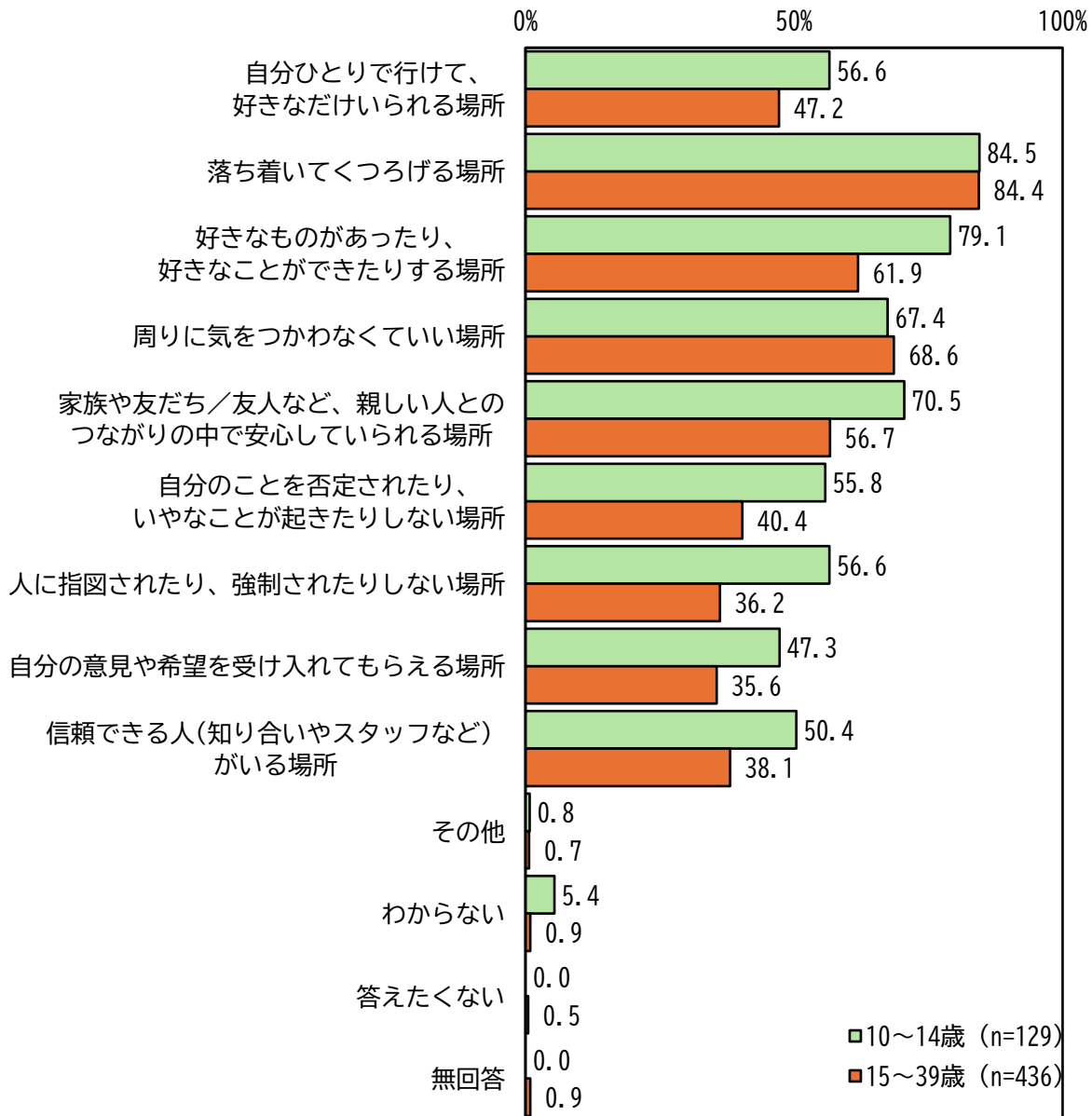
(n=268)



④居場所について

居場所とはどんなところかを尋ねたところ、10～14歳、15～39歳ともに「落ち着いてくつろげる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができたりする場所」が上位回答となっています。

【図表2-14 居場所について】

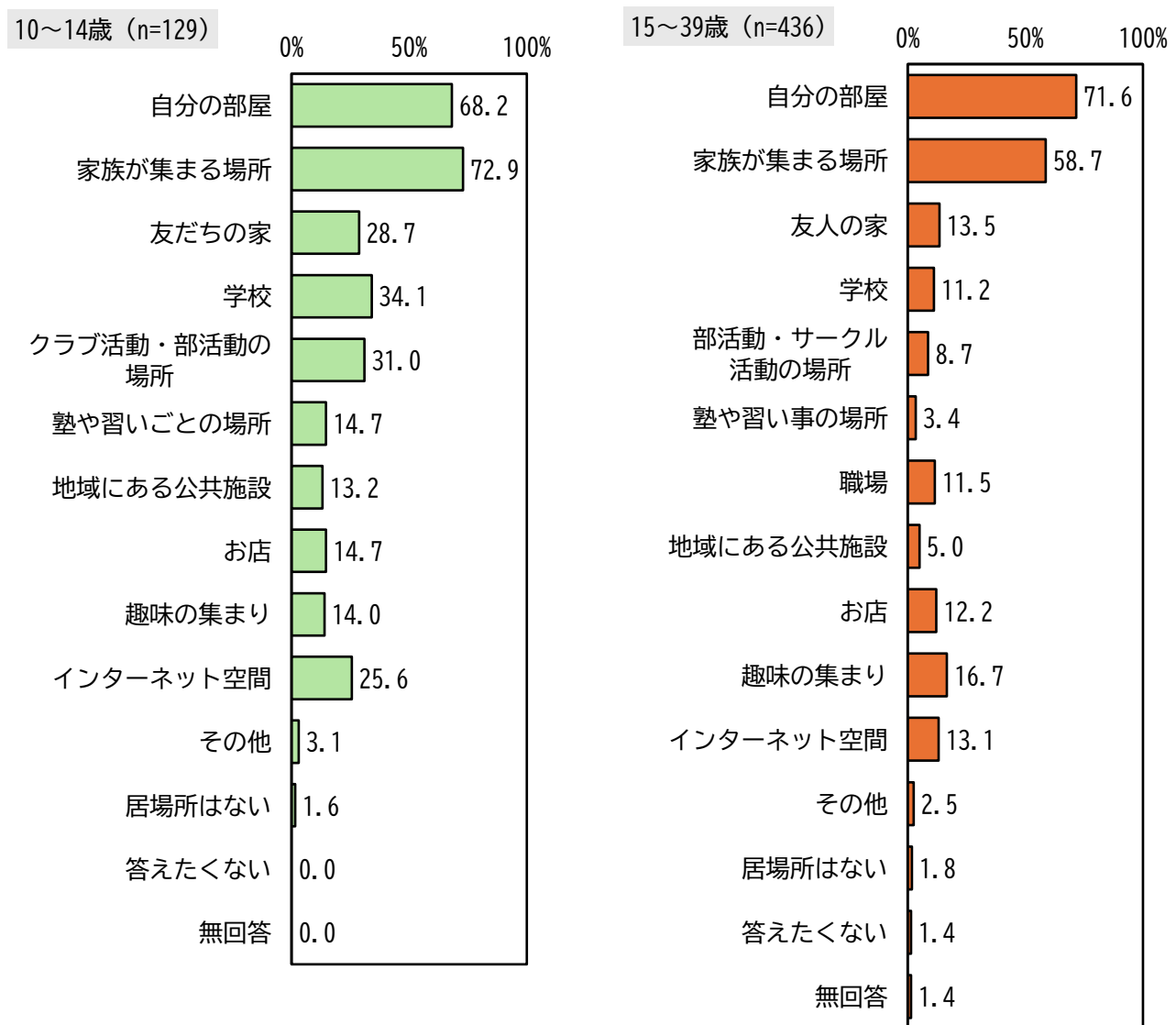


⑤自分にとっての居場所

自身にとっての居場所がどこかを尋ねたところ、10～14 歳、15～39 歳ともに「自分の部屋」や「家族が集まる場所（リビング・親戚の家など）」が上位回答となっています。

また、10～14 歳では、「インターネット空間」の回答割合が「趣味の集まり」や「地域にある公共施設」よりも高くなっています。15～39 歳の回答では、「インターネット空間」は「学校」や「職場」よりも高くなっています。

【図表2-15 自分にとっての居場所】

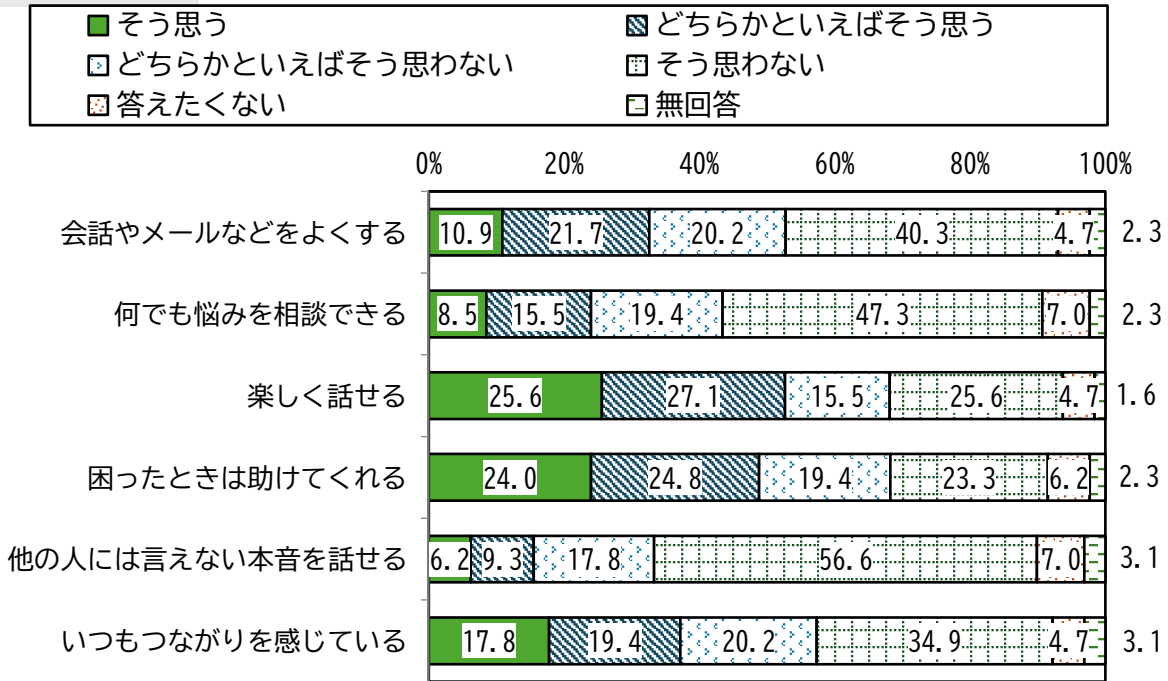


⑥地域の人とのかかわり

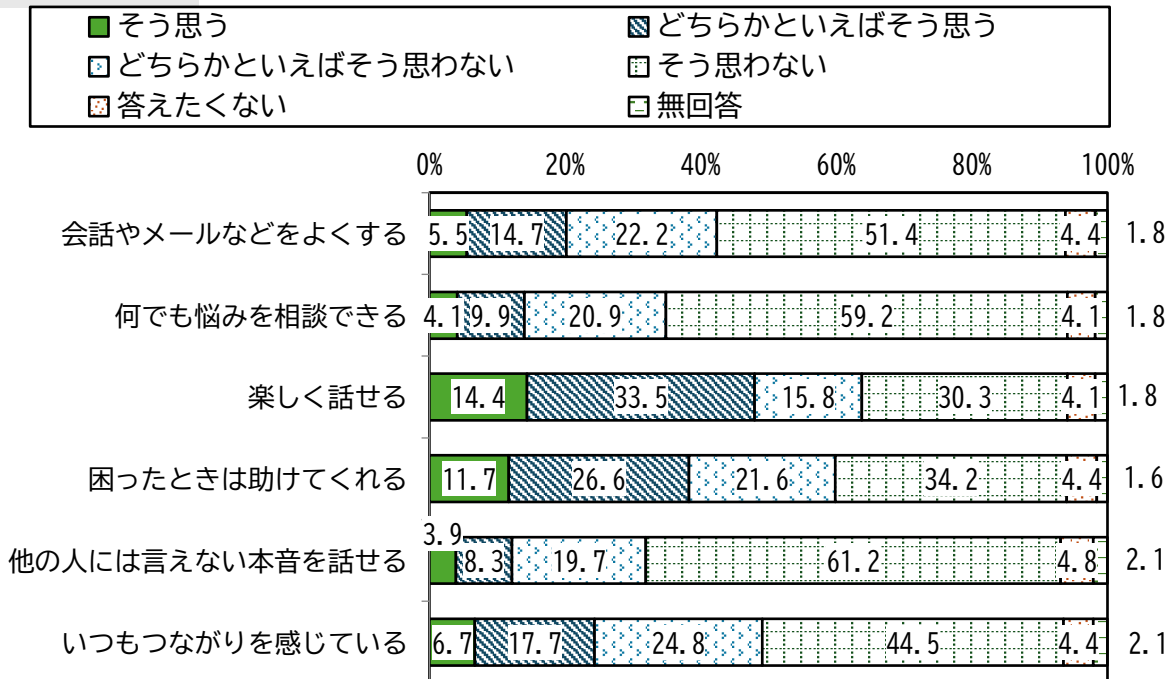
地域の人とのかかわりについて、全体的に“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）の回答割合が高くなっており、“そう思う”（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が高いのは「楽しく話せる」、「困ったときは助けてくれる」となっています。

【図表2-16 地域の人とのかかわり】

10～14歳 (n=129)



15～39歳 (n=436)

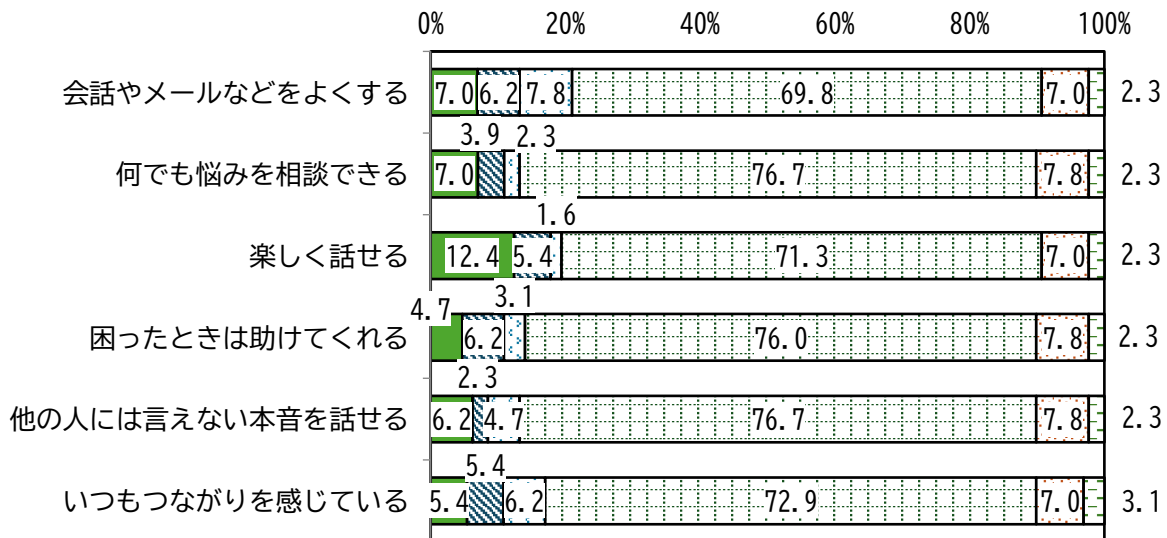
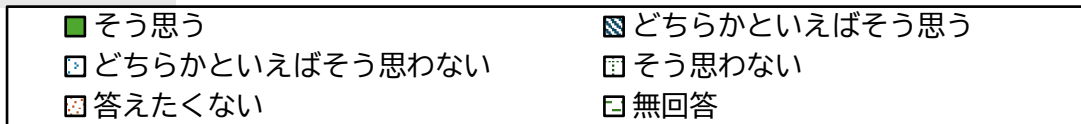


⑦インターネット上でのかかわり

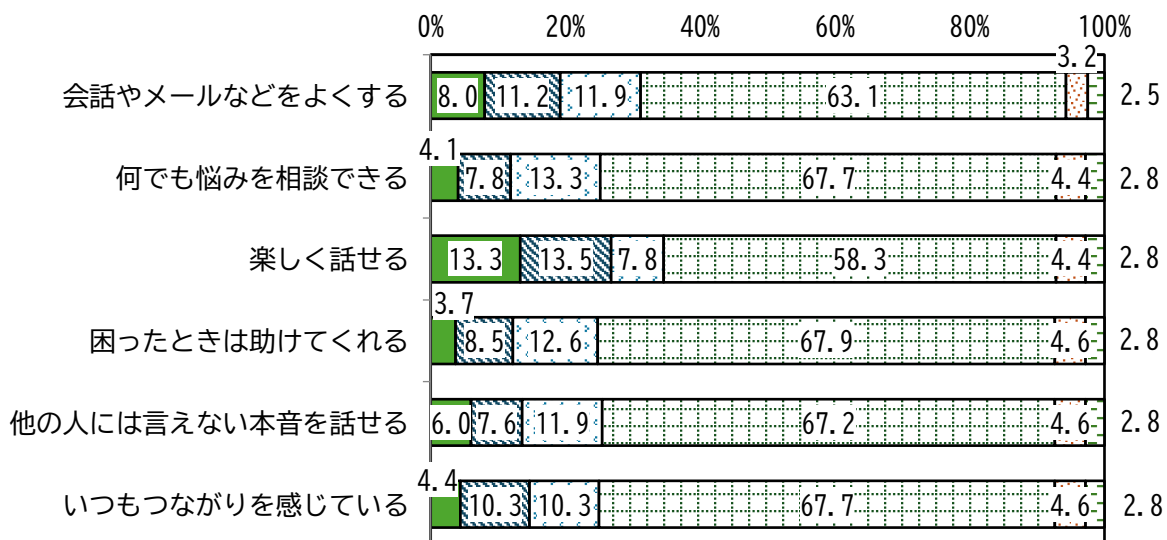
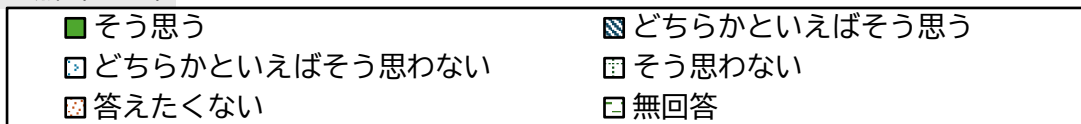
インターネット上の関わりについて、10～14歳ではすべての項目で“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）の回答割合が7割以上となっています。15～39歳では、「楽しく話せる」が他の項目に比べて“そう思う”（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が高くなっています。

【図表2-17 インターネット上でのかかわり】

10～14歳 (n=129)



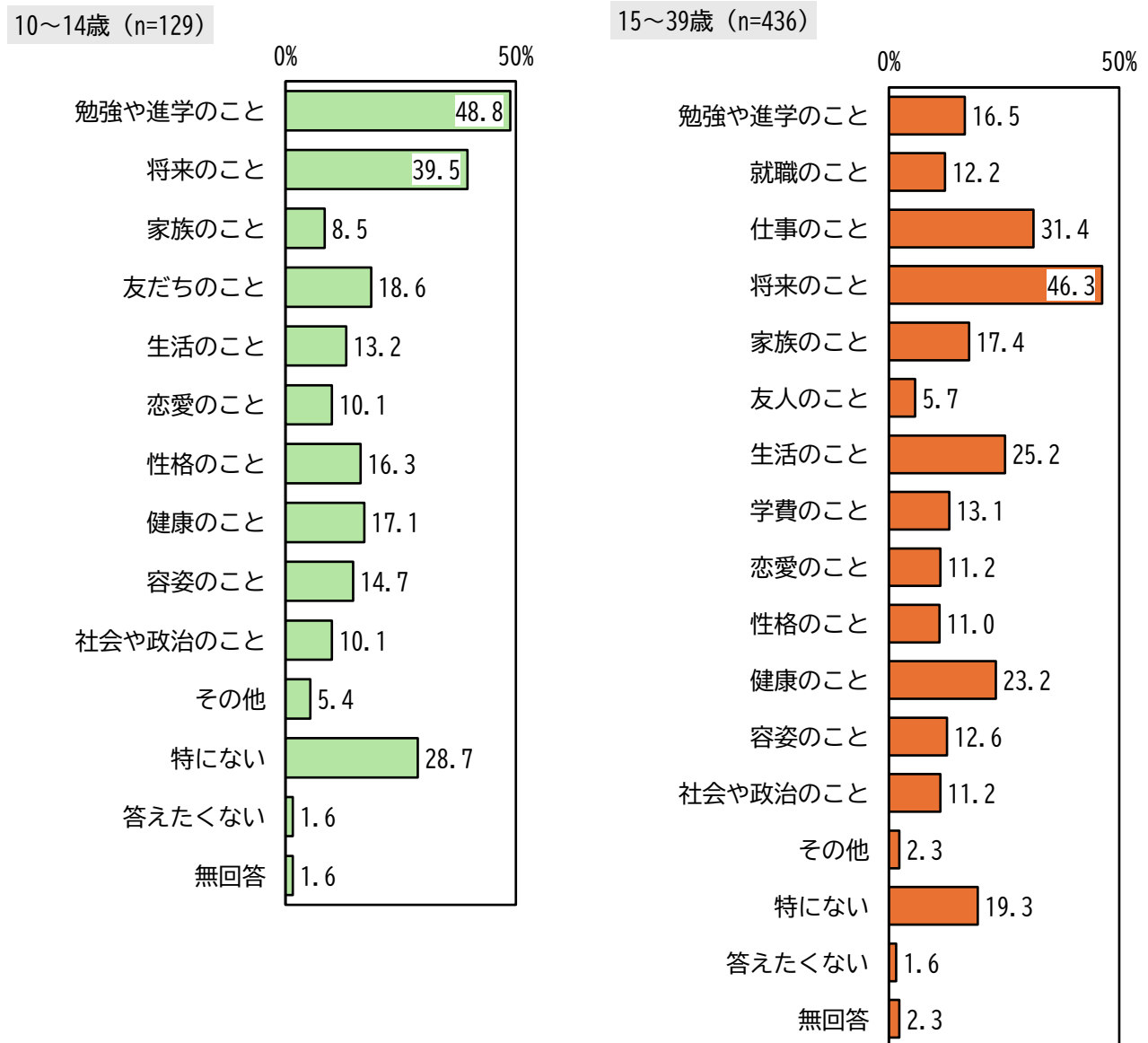
15～39歳 (n=436)



⑧現在の悩みごとや困りごと

現在の悩みごとや困りごとについて、10～14歳では「勉強や進学のこと」、「将来のこと」が上位回答となっています。また、15～39歳では、「将来のこと」、「仕事のこと」が上位回答となっています。

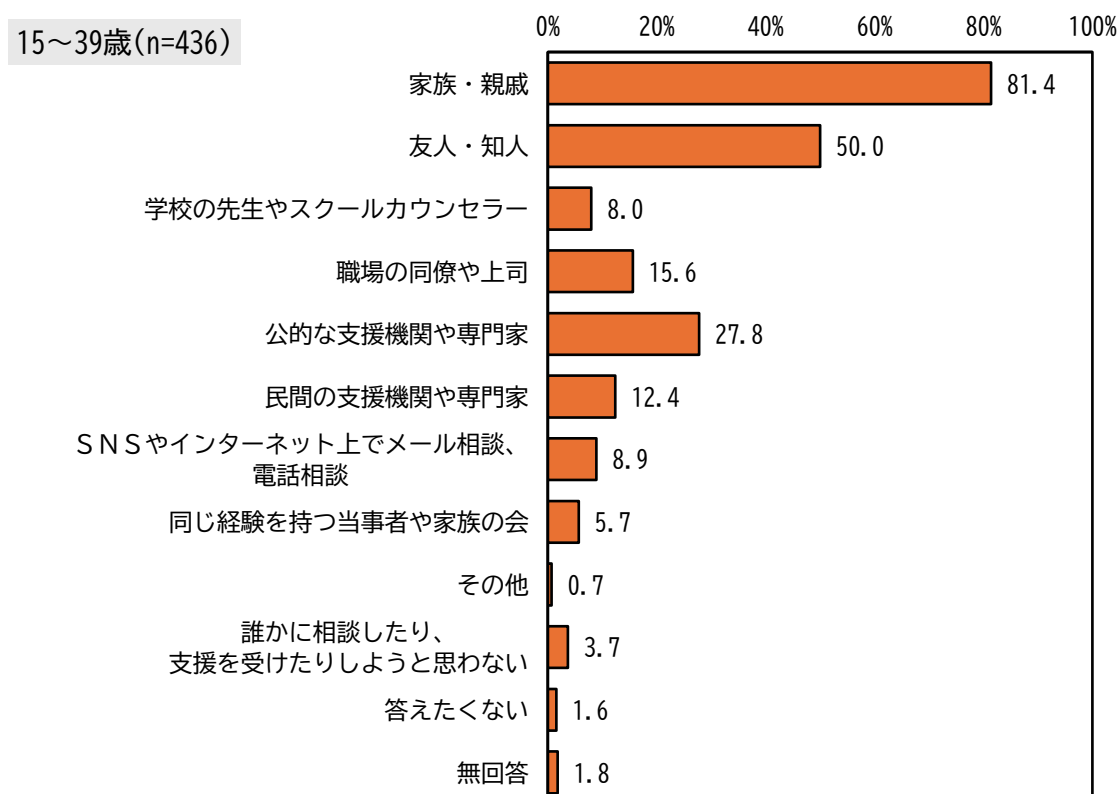
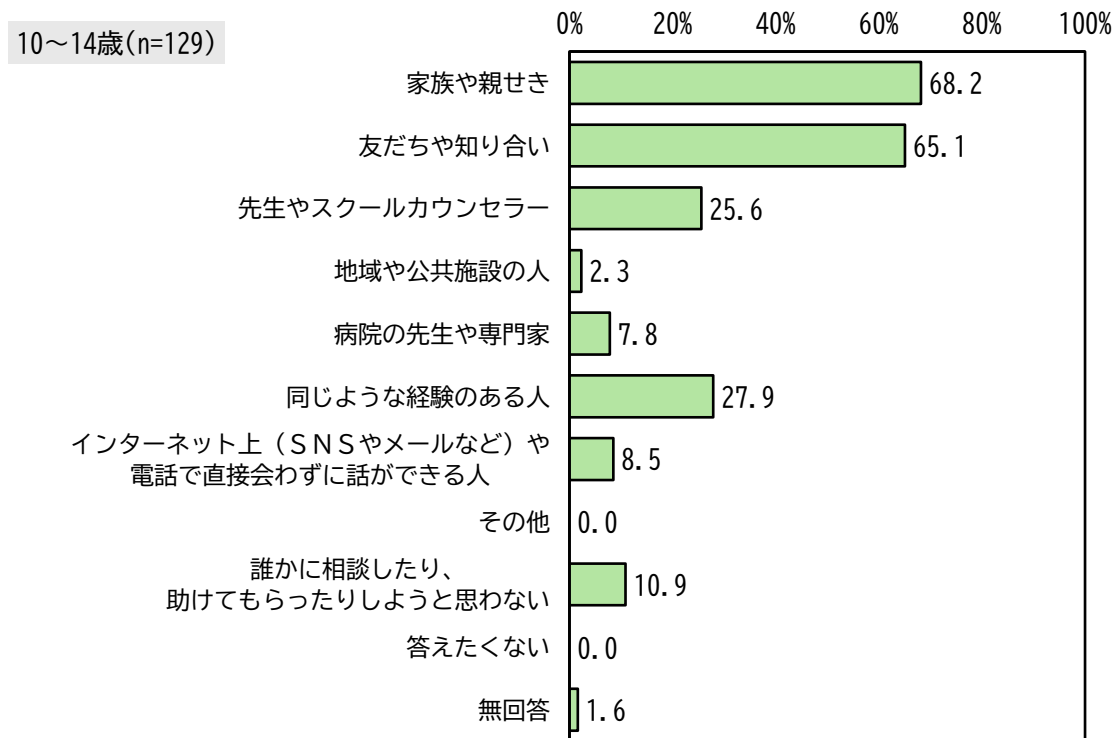
【図表2-18 現在の悩みごとや困りごと】



⑨相談等をしやすい相手

相談等をしやすい相手について、10～14歳、15～39歳ともに「家族や親戚」、「友人・知人」が上位回答となっています。また、15～39歳では「公的な支援機関や専門家」が27.8%と比較的高くなっています。10～14歳では、「誰かに相談したり、助けてもらったりしようと思わない」が1割程度（10.9%）となっています。

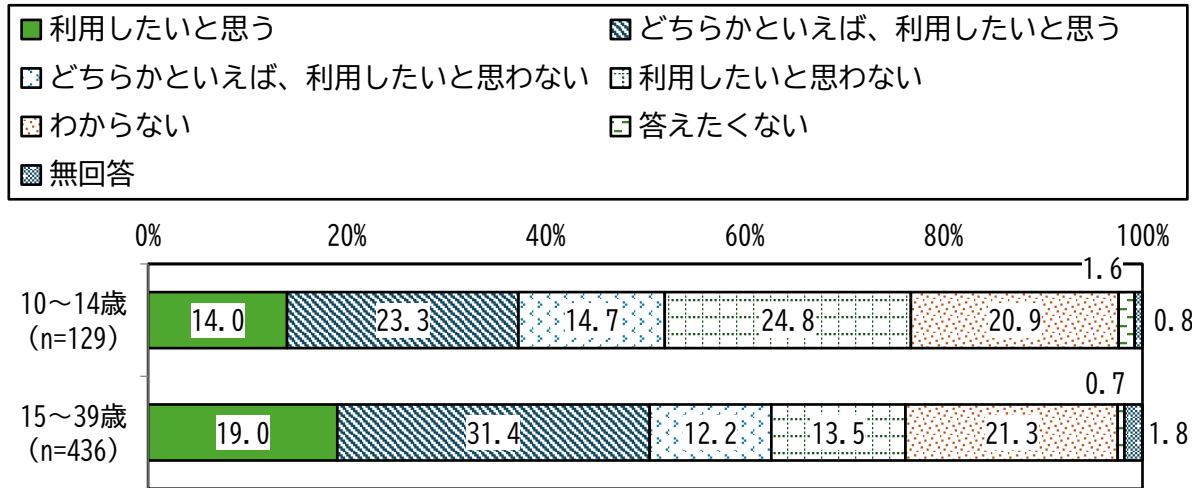
【図表2-19 相談等をしやすい相手】



⑩相談施設の利用希望

相談施設の利用希望について、「利用したいと思う」（「利用したいと思う」+「どちらかといえば、利用したいと思う」）の回答割合は、10～14歳では37.3%、15～39歳では50.4%となっています。

【図表2-20 相談施設の利用希望】

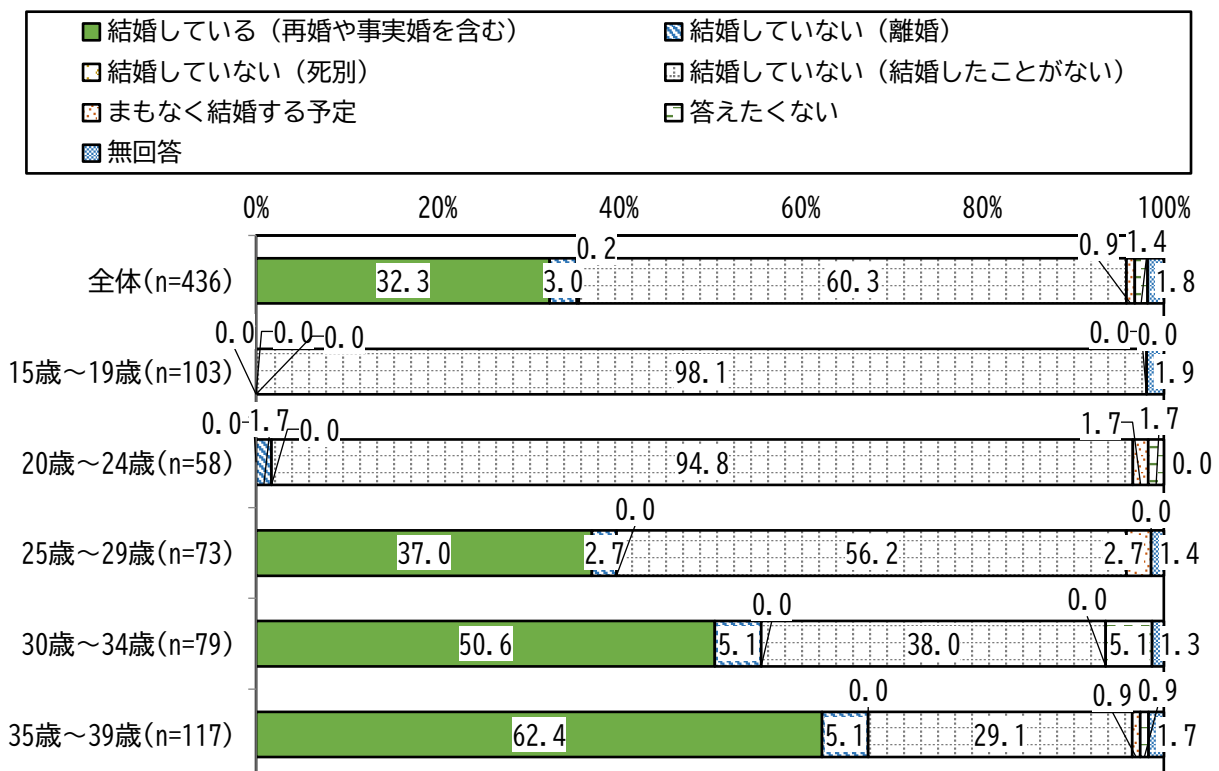


⑪結婚について

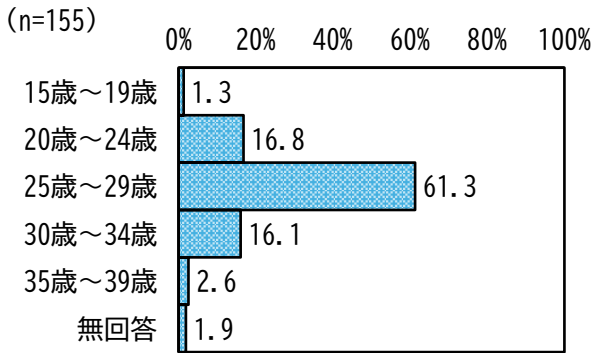
15～39歳の若者の結婚の状況について、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が32.3%、「結婚していない（結婚したことがない）」が60.3%となっています。

年齢別にみると、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」と回答しているのは25歳以上のみとなっており、結婚している人が結婚した歳は「25～29歳」が最も多く回答されています。

【図表2-21-1 結婚について（15～39歳）】



【図表2-21-2 結婚した年齢（15～39歳）】

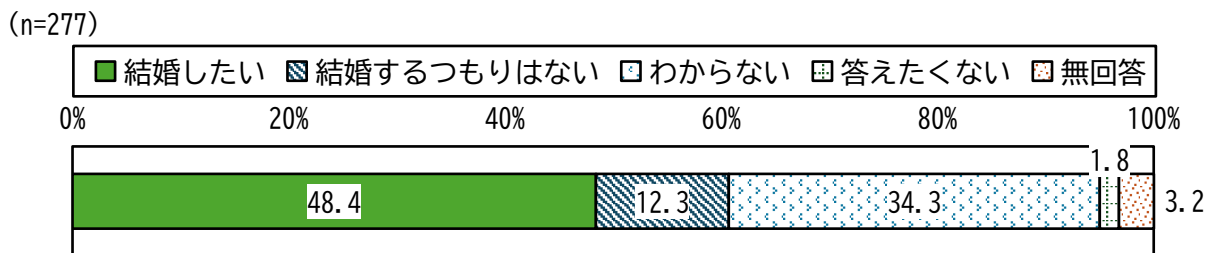


⑫結婚希望

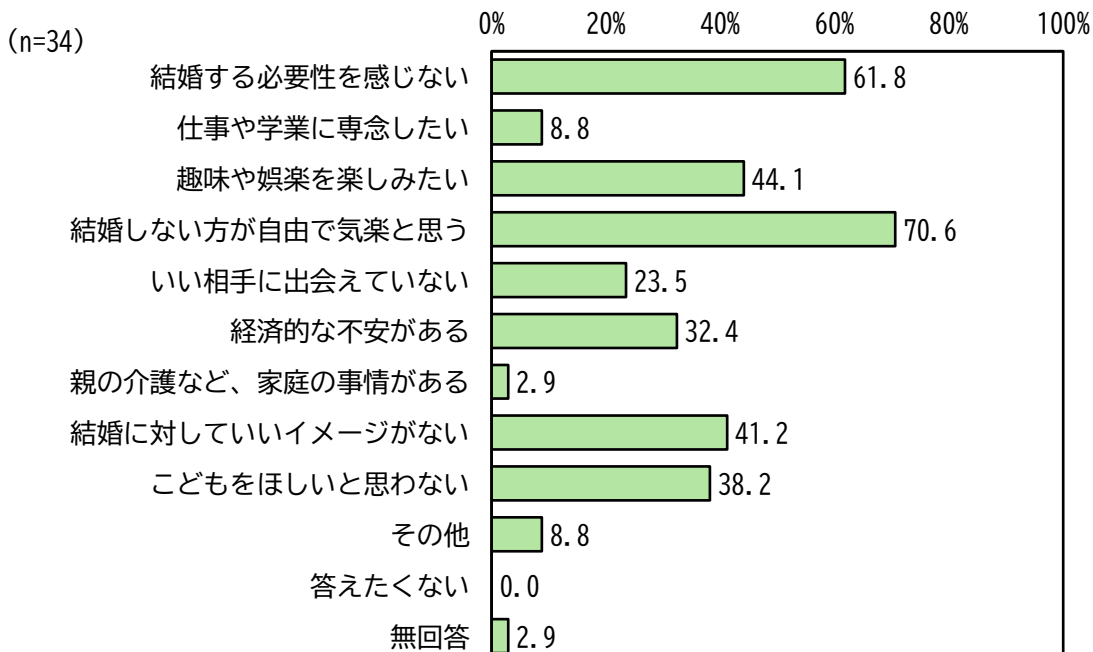
結婚していない人に、いつか結婚したいかを尋ねると、半数近く（48.4%）が「結婚したい」と回答しており、「結婚するつもりはない」は12.3%となっています。また、「わからない」が34.3%となっています。

結婚するつもりがない人に、その理由を尋ねると、「結婚しない方が自由で気楽と思う」が最も多く回答されており、次いで「趣味や娯楽を楽しみたい」、「結婚に対していいイメージがない」が上位回答となっています。

【図表2-22-1 結婚希望（15～39歳）】



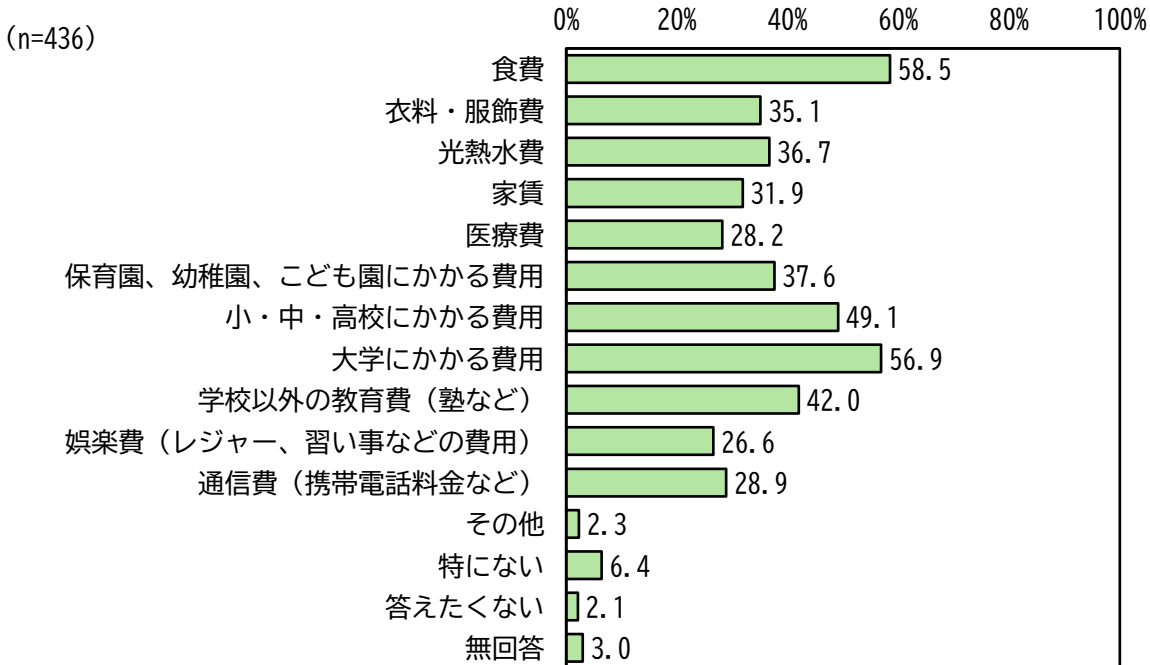
【図表2-22-2 結婚するつもりがない理由（15～39歳）】



⑬生活に必要な費用の中で負担を感じている費用

生活に必要な費用の中で負担を感じている費用について、「食費」が最も多く回答されており、次いで「大学にかかる費用」、「小・中・高校にかかる費用」、「学校以外の教育費（塾など）」が上位回答となっています。

【図表2-23 生活に必要な費用の中で負担を感じている費用（15～39歳）】

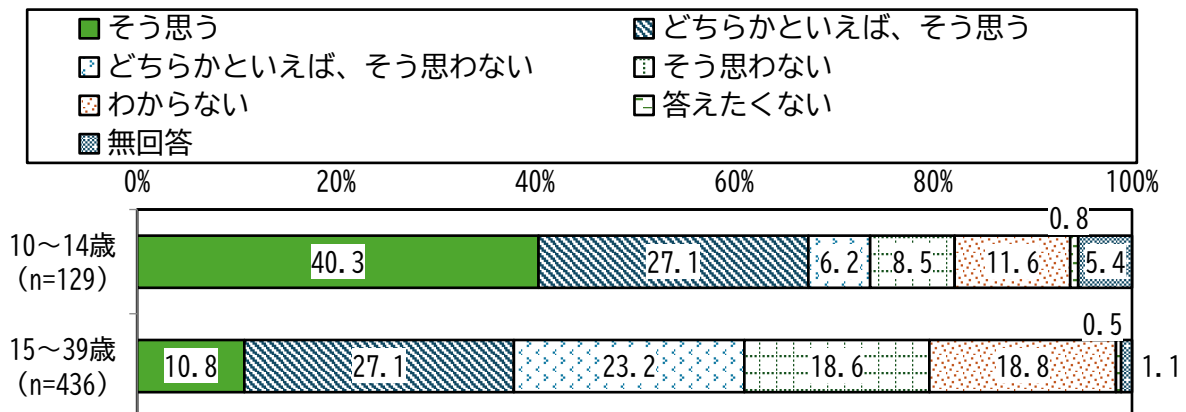


⑭湯浅町をこどもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思うか

湯浅町をこどもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思うかについて、10～14歳では“そう思う”（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）が67.4%となっているが、15～39歳では37.9%となっています。

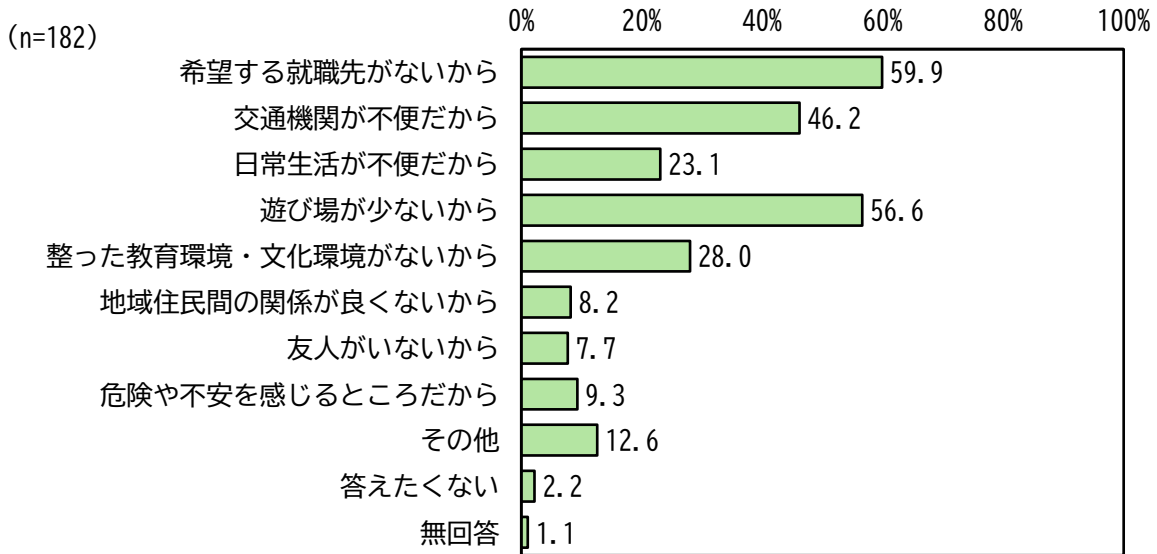
15～39歳で湯浅町をこどもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思わないと回答した人に、その理由を尋ねると、「希望する就職先がないから」が最も多く回答されています。

【図表2-24-1 湯浅町をこどもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思うか】



【図表2-24-2 湯浅町を子どもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思わない理由

(15~39 歳)

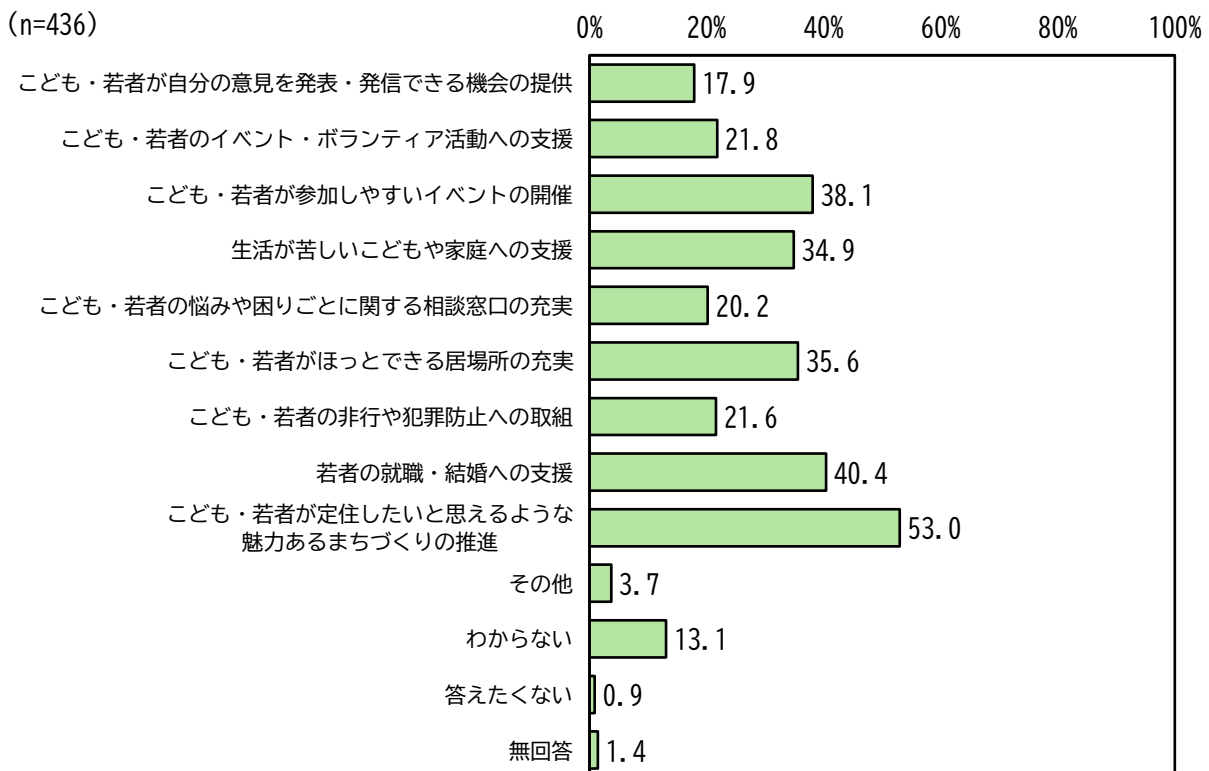


⑮子どもや若者がより希望を持って暮らしていけるまちになるために必要な取組

15~39 歳に子どもや若者がより希望を持って暮らしていけるまちになるために必要な取組を尋ねると、「子ども・若者が定住したいと思えるような魅力あるまちづくりの推進」が最も多く回答されており、次いで「若者の就職・結婚への支援」、「子ども・若者が参加しやすいイベントの開催」、「子ども・若者がほっとできる居場所の充実」が上位回答となっています。

【図表2-25 子どもや若者がより希望を持って暮らしていけるまちになるために必要な取組

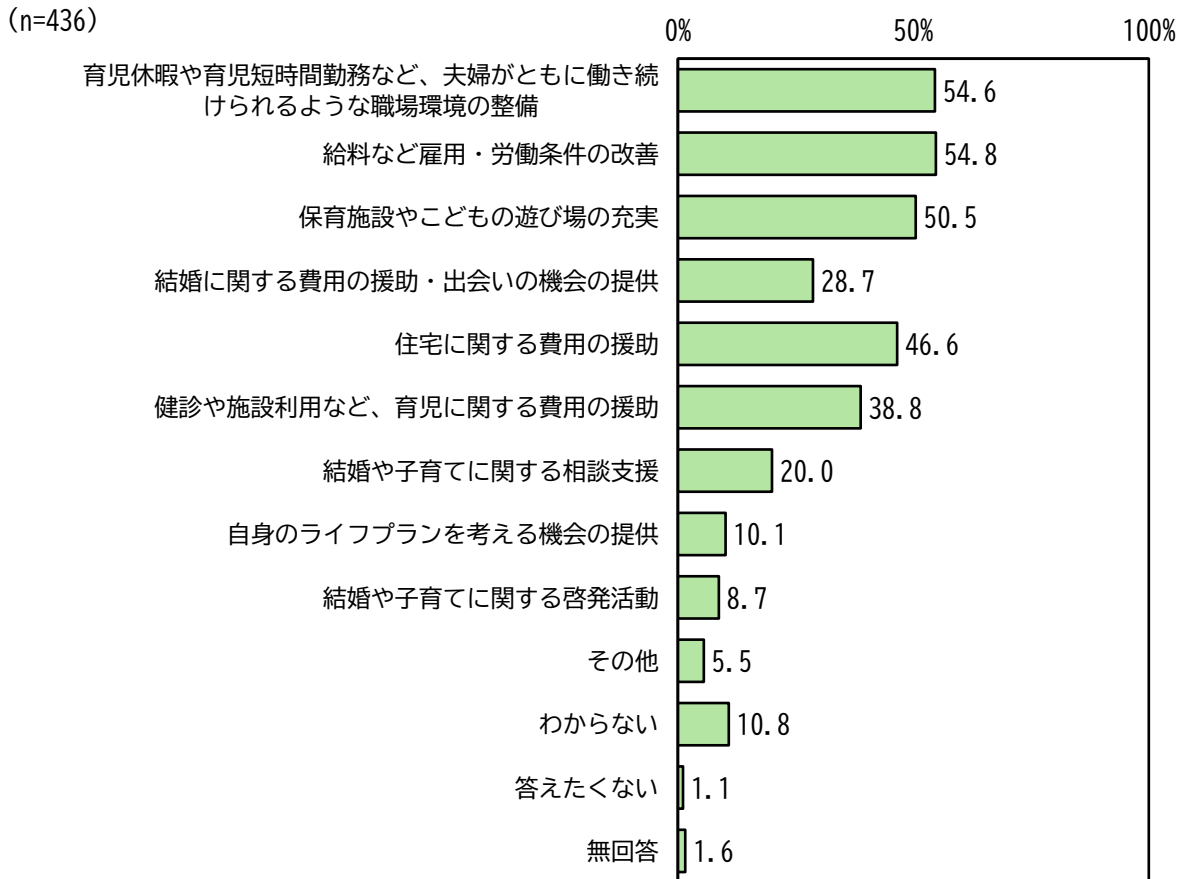
(15~39 歳)



⑩よりこどもを産み育てやすいまちになるために必要だと思う支援

15～39歳に、湯浅町がよりこどもを産み育てやすいまちになるために必要だと思う支援について尋ねると、「給料など雇用・労働条件の改善」が最も多く回答されており、次いで「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境の整備」、「保育施設や子どもの遊び場の充実」、「住宅に関する費用の援助」が上位回答となっています。

【図表2-26 よりこどもを産み育てやすいまちになるために必要だと思う支援（15～39歳）】



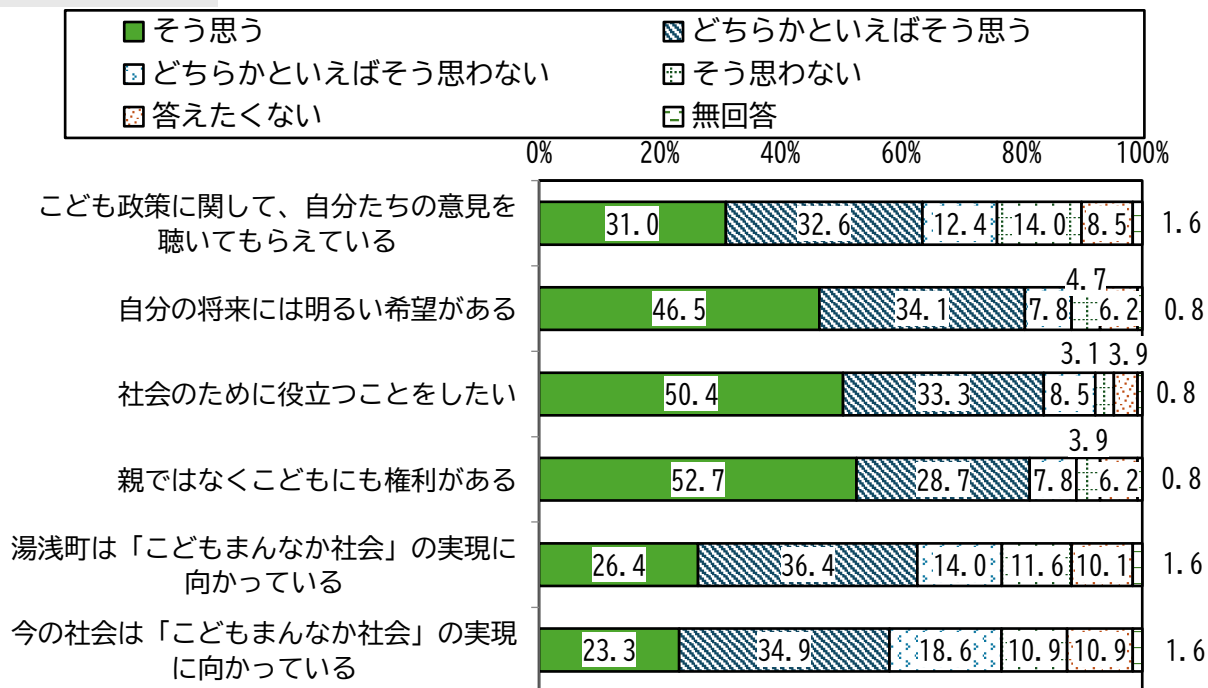
⑰自分の将来や湯浅町のこと等について

今の社会が「こどもまんなか社会」に向かっているかどうかについて、「そう思わない」（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）の回答割合は10～14歳で29.5%、15～39歳では53.7%となっています。

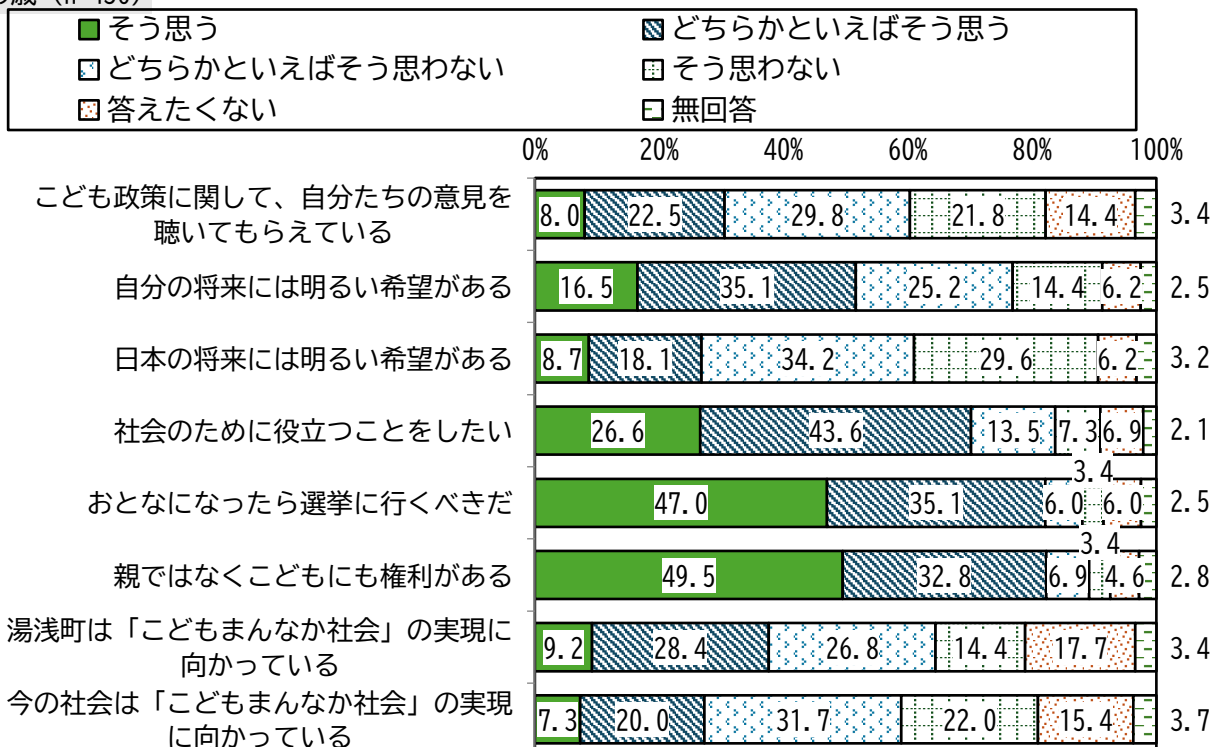
また、15～39歳では、「日本の将来には明るい希望がある」に対して「そう思わない」の回答割合が63.8%となっています。

【図表2-27 自分の将来や湯浅町のこと等について】

10～14歳 (n=129)



15～39歳 (n=436)



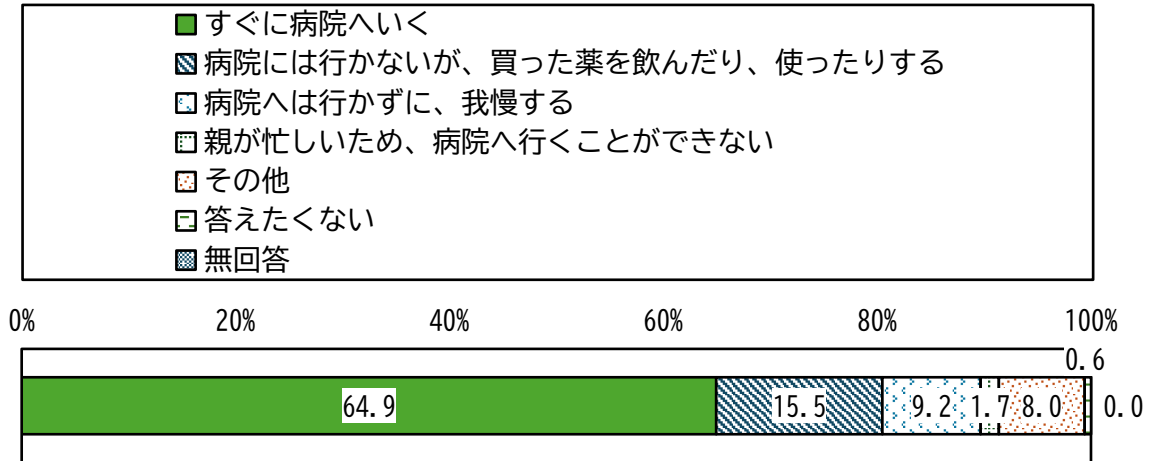
(3) 子どもの生活実態調査の概要

①体調不良時の対応

体調不良時、「病院へは行かずに、我慢する」と回答したこどもは1割程度(9.2%)となっています。

【図表2-28 体調不良時の対応(こども)】

(n=174)

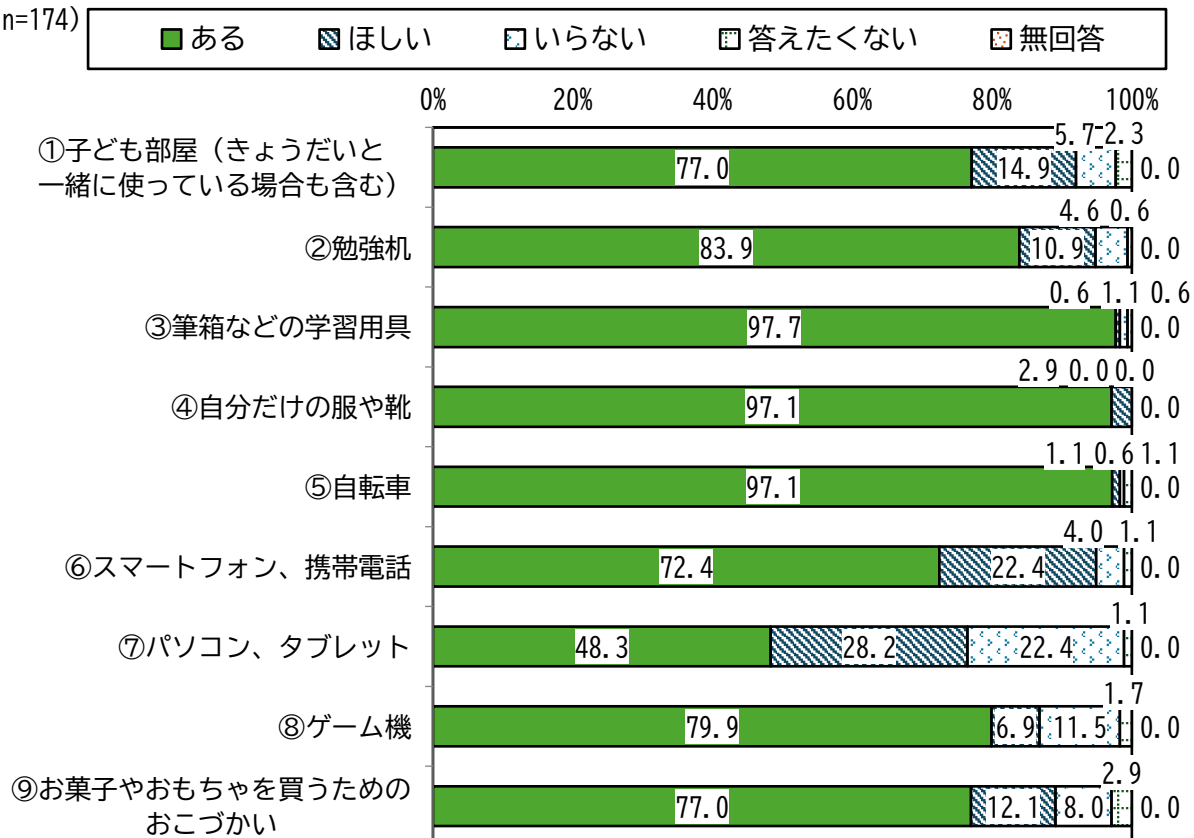


②持っているもの、欲しいもの

こどもが持っているもの、欲しいものについて、「パソコン、タブレット」は他の項目に比べて「ある」の回答割合が低く、「ほしい」の回答割合が高くなっています。

【図表2-29 持っているもの、欲しいもの(こども)】

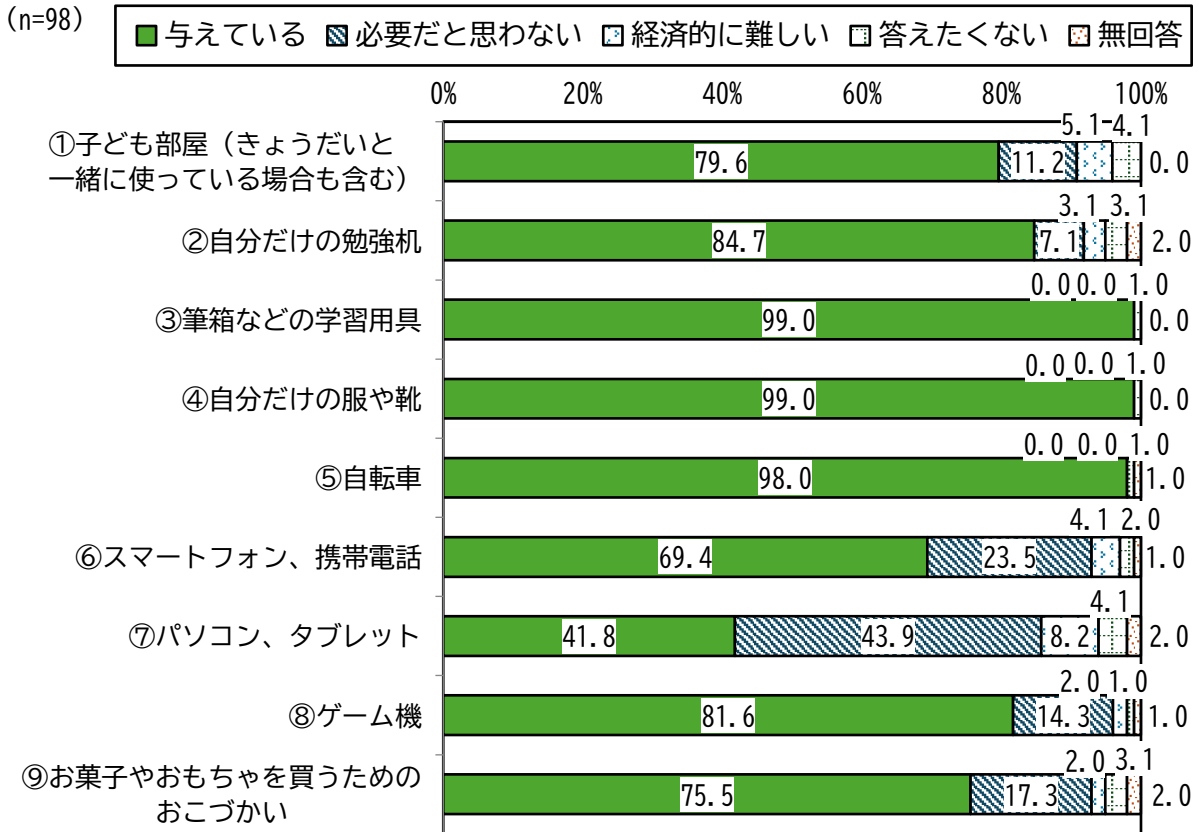
(n=174)



③与えているもの

保護者が子どもに与えているものについて、パソコン、タブレットは他の項目に比べて「必要だと思わない」、「経済的に難しい」の回答割合が高くなっています。

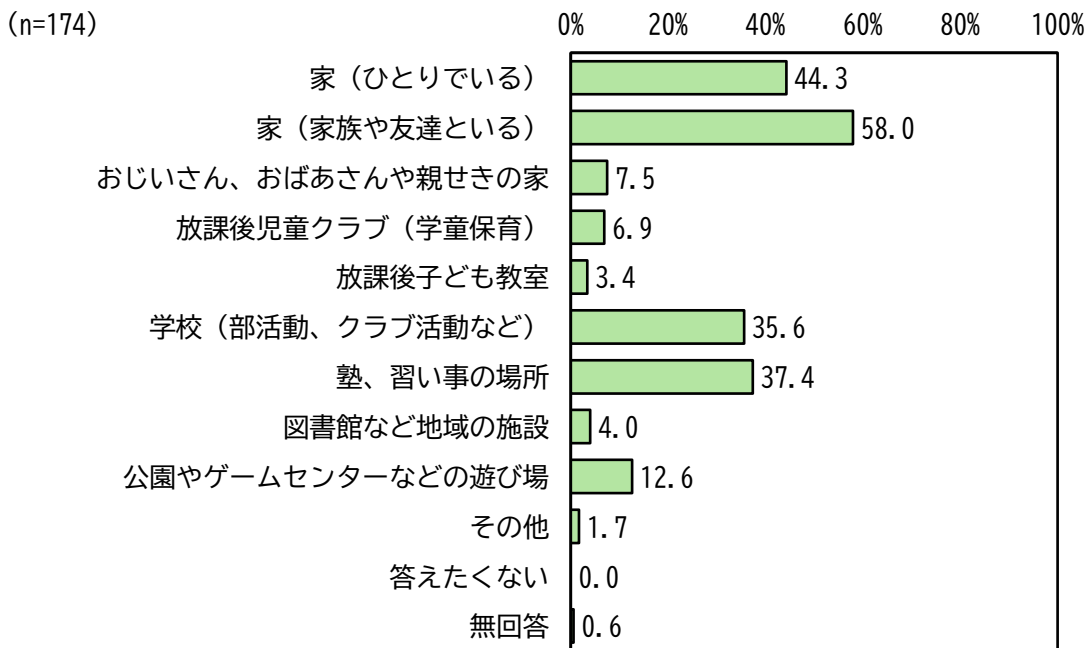
【図表2-30 与えているもの（保護者）】



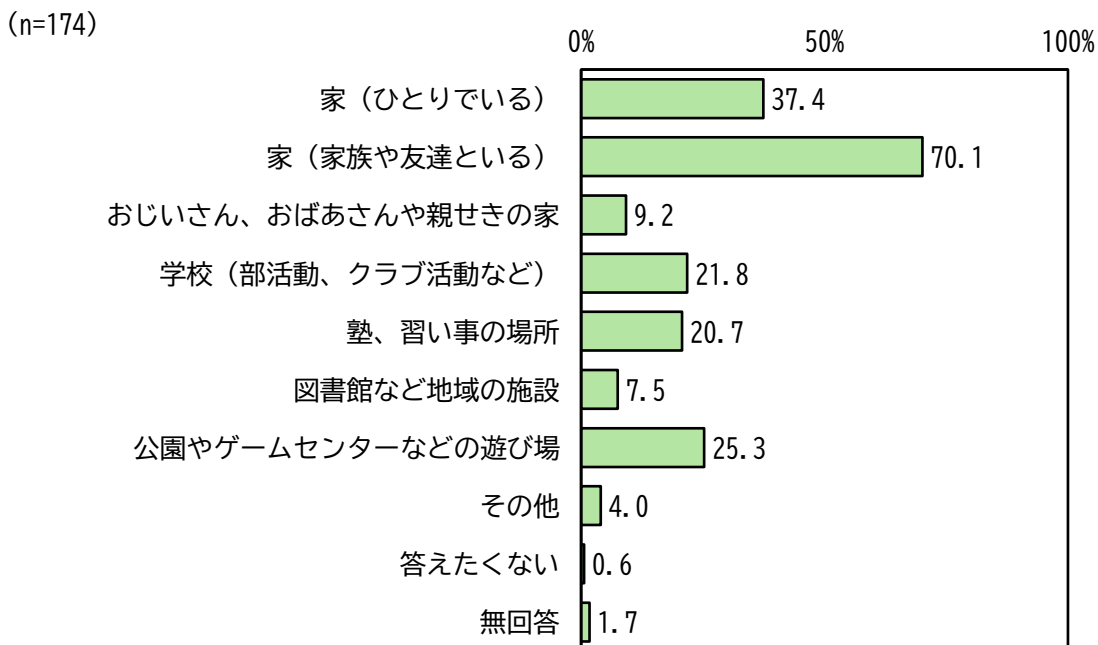
④放課後や休日に過ごす場所

学校のある日の放課後は「家」、「学校」、「塾、習い事の場所」で過ごすこどもが多くなっています。また、学校が無い日（休日）は「家」で過ごすこどもが非常に多くなっています。

【図表2-32-1 放課後に過ごす場所（こども）】



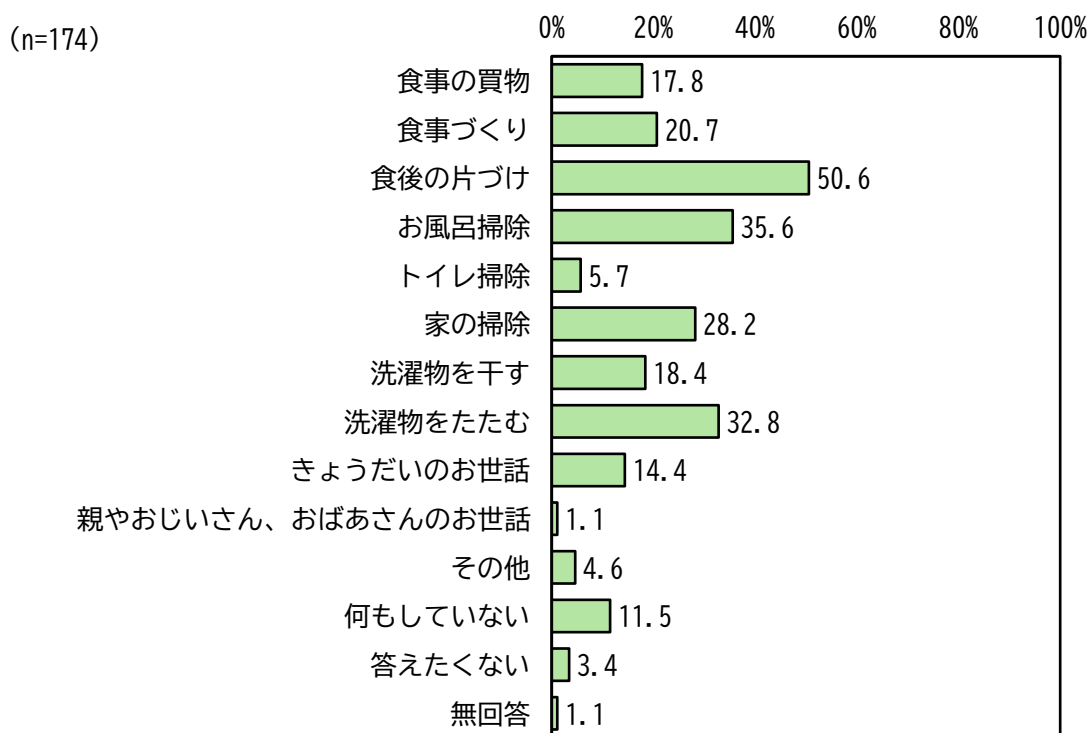
【図表2-32-2 学校が無い日（休日）に過ごす場所（こども）】



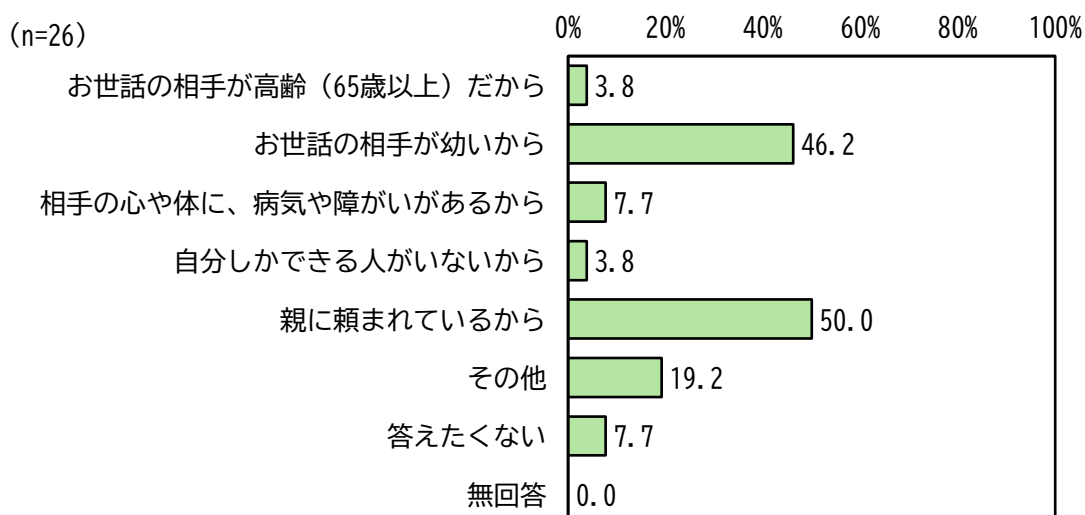
⑤家での週に1回以上のお手伝いの状況

家での週に1回以上のお手伝いの状況について、「きょうだいのお世話」の回答割合は14.4%、「親やおじいさん、おばあさんのお世話」の回答割合は1.1%となっています。
また、お世話をする理由については、「親に頼まれているから」が最も多く回答されています。

【図表2-33-1 家での週に1回以上のお手伝いの状況（こども）】



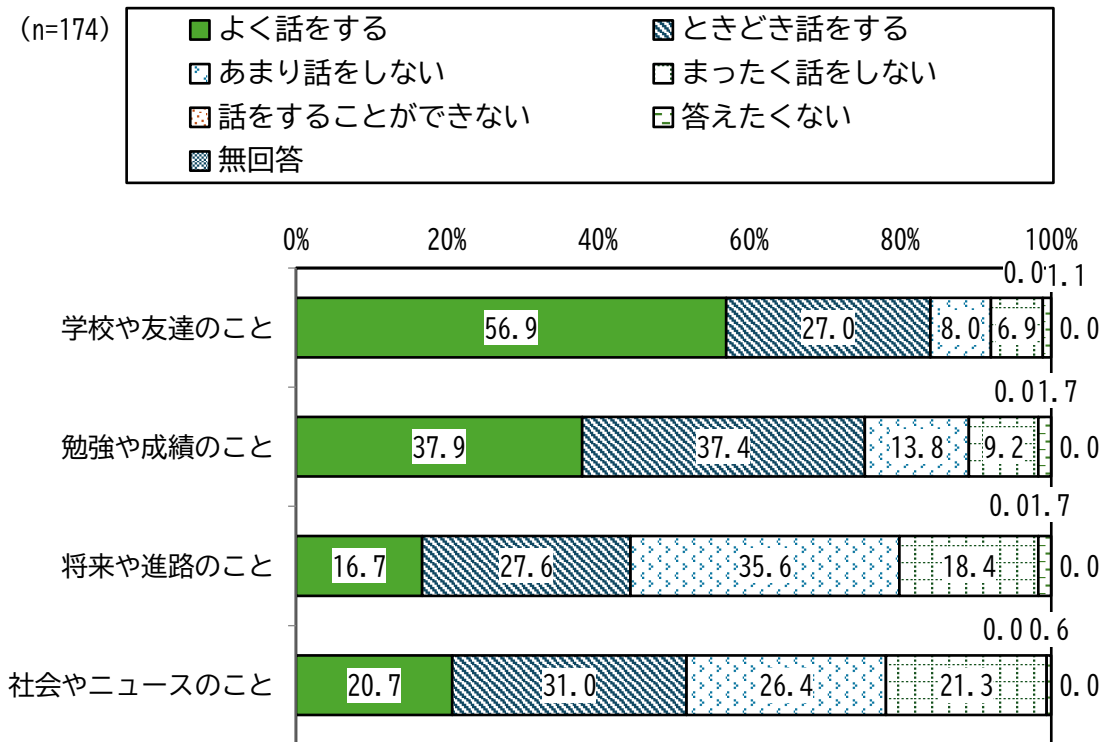
【図表2-33-2 お世話をする理由（こども）】



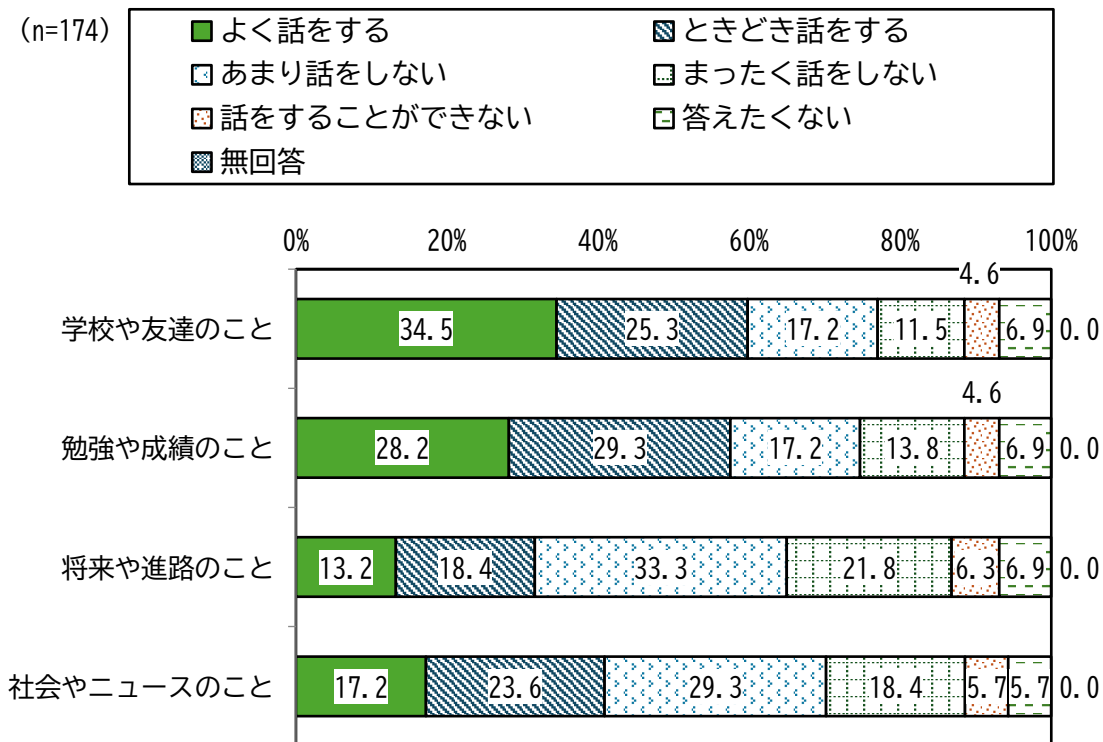
⑥両親との会話の頻度

両親との会話頻度について、父親よりも母親の方が、全体的に会話の頻度が高くなっています。

【図表2-34-1 母親との会話の頻度（子ども）】



【図表2-34-2 父親との会話の頻度（子ども）】

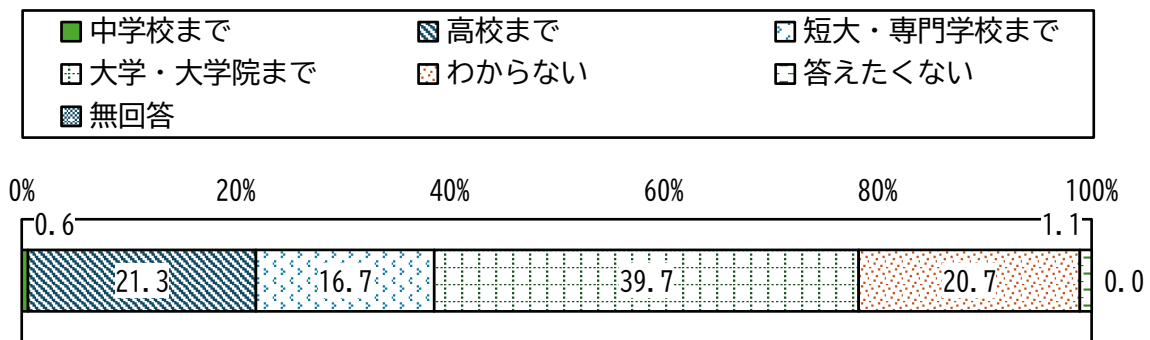


⑦将来の進学希望

こども自身が考える将来の進学希望について、「大学・大学院まで」が最も多く回答されています。また、保護者が考えるこどもの進学希望について、「大学・大学院まで」が最も多く回答されています。希望する学校まで進学させる場合に最も心配なことは、「金銭的な負担」が最も多く回答されています。

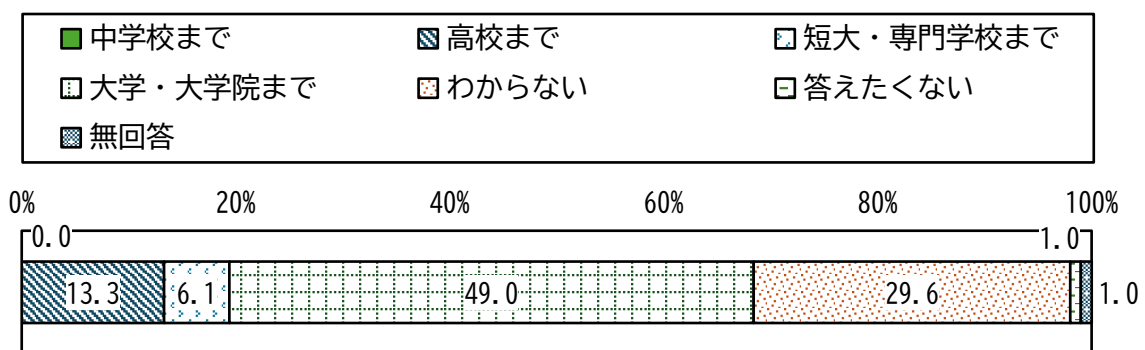
【図表2-35-1 将来の進学希望（こども）】

(n=174)



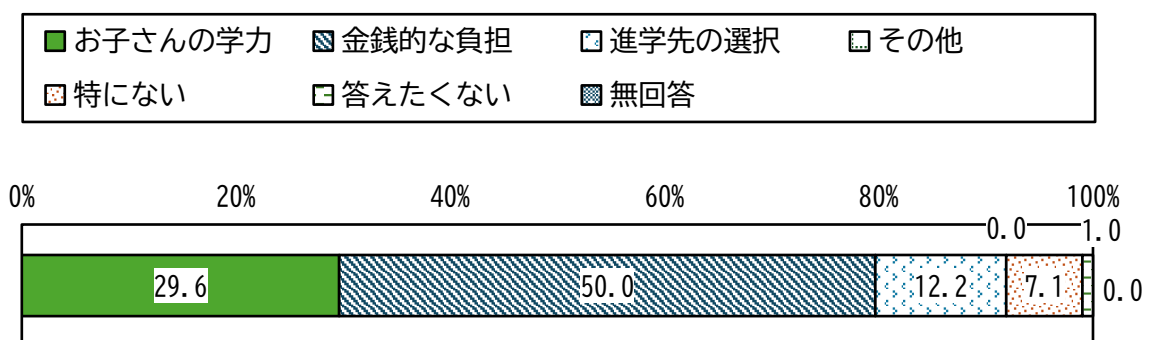
【図表2-35-2 将来の進学希望（保護者）】

(n=98)



【図表2-35-3 希望する学校まで進学させる場合に最も心配なこと（保護者）】

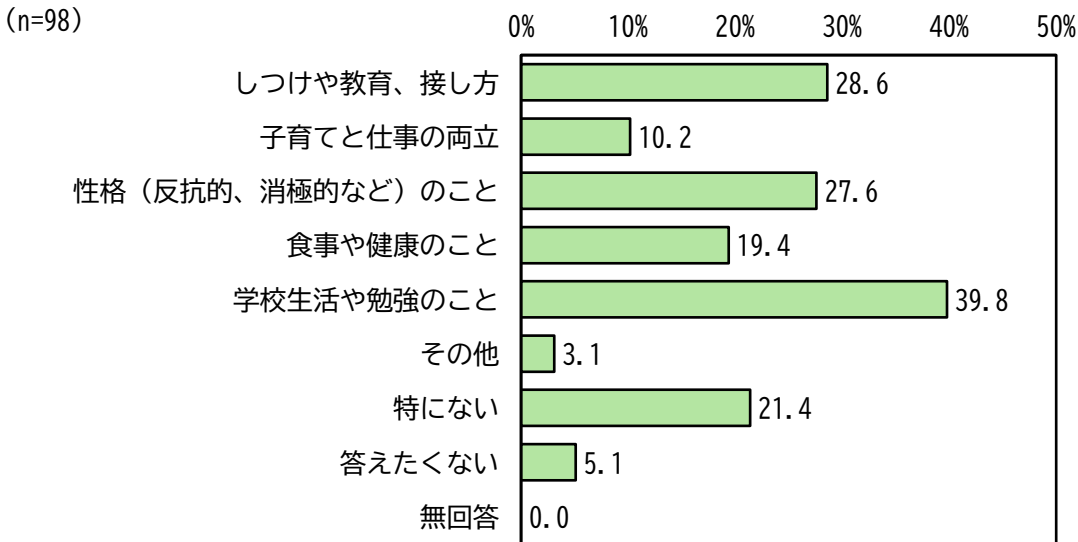
(n=98)



⑧こどもに関する悩みごと

こどもに関する悩みごとについて、「学校生活や勉強のこと」が最も多く回答されており、次いで「しつけや教育、接し方」、「性格（反抗的、消極的など）のこと」、「食事や健康のこと」が上位回答となっています。

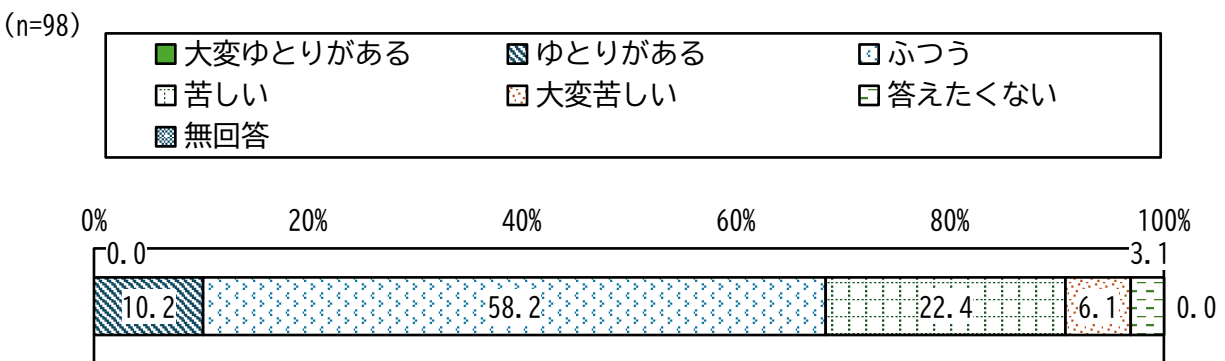
【図表2-36 こどもに関する悩みごと（保護者）】



⑨現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、“苦しい”（「苦しい」＋「大変苦しい」）と回答した人は3割程度となっています。

【図表2-37 現在の暮らしの状況（保護者）】

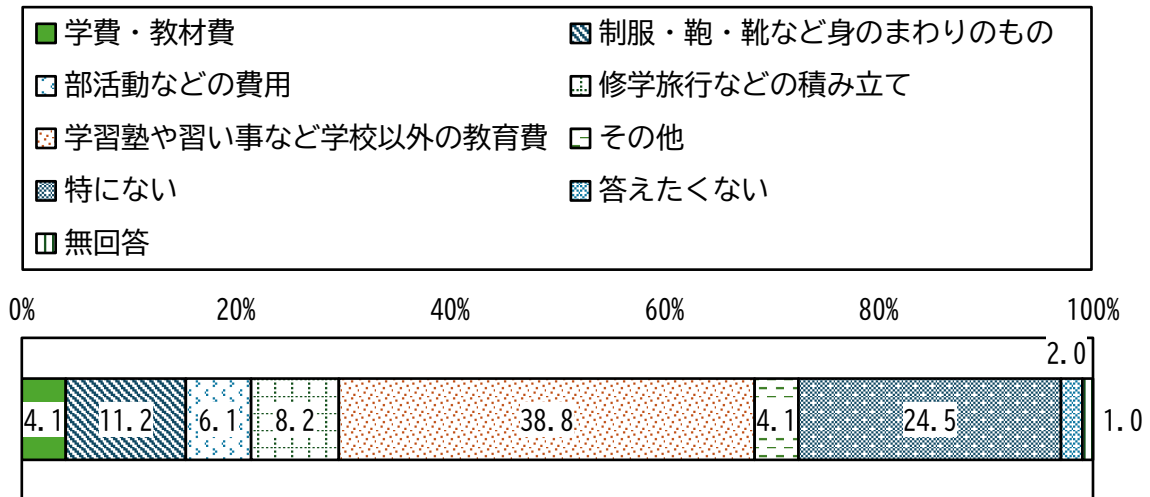


⑩こどもの教育費の中で最も負担になっているもの

こどもの教育費の中で最も負担になっているものについて、「学習塾や習い事など学校以外の教育費」が最も多く回答されています。

【図表2-38 こどもの教育費の中で最も負担になっているもの（保護者）】

(n=98)



(4) 湯浅中学校ワークショップの概要

令和7年8月27日に実施した湯浅中学校でのワークショップにおいて、中学生3年生の皆さんから様々な意見をいただきました。

意見の概要は以下のとおりです。

【図表2-39-1 居場所について】

中学生の意見	公的機関にしてほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ●今あるものをのばす！（湯浅まつりの魅力を伝える、もっと”みかん”と”しょうゆ”を推す等） ●若者向けの施設や娯楽施設を増やす（映画館など） ●住宅街を作って人口を増やす、地域の人との交流の場所を作ってほしい、空き家を減らしてほしい ●小さい子供から高齢者まで過ごせるところほしい、雇用が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ●電車の本数を増やしてほしい、バスなどの公共交通機関を増やしてほしい ●道の駅を作ってほしい ●赤ちゃんやこどものための施設を増やしてほしい ●空き家を減らして住宅街を増やしてほしい ●学校のバスを増やしてほしい（田村だけじゃなく田栖川、山田も）

【図表2-39-2 暮らしやすさについて】

中学生の意見	公的機関にしてほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ●職業の選択肢が少ない、娯楽、飲食などに制限がある ●遊ぶところが少ない（室内） ●暮らしやすさ：自然が多い。治安が良い、近所で仲良くなることが多い。 ●暮らしにくさ：電車の数が少ない。時間と交通費がかかる。 ●便利：スーパーが多い。高速道路があるので車が通りやすい。公園。（こどもが遊べる、駐車場があるから遠くから来れる。）図書館に本や勉強・犯罪が少ない。祭りなどの行事が多い。 ●不便：高齢者多く、働く人が少ない。バスが少ない。夜、明かりが少なく危険。道路がデコボコしている。電車が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家リフォーム ●土地を埋め立ててそこに色々建てる ●湯浅町にしかない特別なもの（醤油をつかった肌に良い温泉等） ●電車の本数を増やす ●子育て支援をもっとする、出産祝い金を増やす ●室内で遊べる所をつくる ●もっと観光客を増やす→観光施設などを増やす ●公共交通機関を活性化させる→SNSを活用 ●街灯が少ないので、夜など外に出た時に危険がある、 ●道路がデコボコしているので、通る時に不便。

【図表2-39-3 自分たちの将来のことについて】

中学生の意見	公的機関にしてほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ●進学先が少ない、大学が少ない。高校、大学に進学したい。 ●交通網が不便 ●町を出て行った人が戻ってくるような町づくり ●就職先、職業が少ない。湯浅町で働きたくない。 ●湯浅で住みたいけど・・・都会でも働きたい。 ●都会にないものを増やす ●地震が怖い 	<ul style="list-style-type: none"> ●電車の便数を増やしてほしい。 ●Uターンしてきた人に支援を多くする。 ●湯浅ならではの祭りの実施 ●紀州っ子政策みたいなことをする。

(5) 子ども食堂（しらゆりキッチン）ヒアリングの概要

令和7年11月16日に実施した子ども食堂（しらゆりキッチン）でのヒアリングにおいて、保護者とこどもの皆さんから様々な意見をいただきました。

意見の概要は以下のとおりです。

【図表2-40 子ども食堂（しらゆりキッチン）ヒアリングで出た主な意見】

テーマ	意見
①湯浅町にどんな取り組み、場所があったら子ども・若者が希望をもって（楽しく）暮らせるまちになる？	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援は充分である、今でも満足している ・地震の影響が心配、街中は小路が多いので災害のときに大丈夫か不安 ・治安がよければ住み続けたい、もっと明るいまちがいい ・電車の本数を増やして欲しい ・町内の電柱を地中にして欲しい ・まちの歴史の伝え方を検討して欲しい。 ・雑草が多いのできれいな花壇が欲しい、道にもっと緑が欲しい ・日用品などの無人の自動販売場があったらいい ・川をきれいにして欲しい→できたら遊べるように
②悩みごとを相談できる場所？	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のルールに特に不満はない ・中学校で学年が違うクラスにも行けるようにして欲しい
③遊び場、居場所？	<ul style="list-style-type: none"> ・家よりもっと外で遊べると嬉しい ・子ども達ももっと遊べる場所を増やして欲しい ・公園の遊具をもっと増やして欲しい、公園の遊具が壊れている、走れる広い公園が欲しい、ボール遊びができる広い場所、ブランコが欲しい ・地震が心配なので高台に遊び場が欲しい ・雨の日でも遊べる所が欲しい・図書館で自習室と話すスペースは分けて欲しい、大きい図書館 ・保護者が室内で見守れて、喫茶店や駐車場のある施設 ・室内で自然を感じられる施設・遊び場が欲しい ・自然をつかって動物園をつくる ・映画館が欲しい ・大きい本屋が欲しい ・もっと広い遊べる道が欲しい ・湯浅小学校にプールが欲しい ・温水プールが欲しい（10人） ・人工スケート場が欲しい ・昼に市場で遊べる様にして欲しい
④イベント？	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が多いので昔みたいに外で楽しめる事を企画して欲しい ・森林体験ができる機会をもっとあったらいいな ・釣りを教えてくれる人、見守ってくれる人が欲しい ・みかん。しょうゆ。しらす。湯浅サイダーをつくる ・夏祭りの夜店やゴミ箱を増やして欲しい、昔の祭りはもっと活気があった ・湯浅町グルメフェア
⑤空き家は何かに使えないかな？	<ul style="list-style-type: none"> ・危険空き家対策をもっとして欲しい ・空き家を古民家宿にして欲しい ・空き家を地域のお土産を置くような店に

3 こども・若者をめぐる本町の現状と課題

(1) こども・若者の人口及び世帯の減少と継続的な転出超過の傾向

本町のこども・若者の人口は減少が続いています。出生数も減少傾向にあり、今後も少子化が進んでいくことが予想されます。

社会動態をみると、令和元年以降転出超過の傾向が続いており、自然動態も死亡超過となっているため総人口の減少が続いています。また、人口減少に伴い、15歳以上の若者の世帯も減少が続いています。

人口減少が続いていくと見込まれる中で、湯浅中学校におけるワークショップでは「町を出て行った人が戻ってくるような町づくり」という意見も出ていることから、本町に住むこどもや若者が、本町に住み続けたい・戻ってきたいと感じてもらえるような取組を検討していくことが必要です。

(2) 婚姻件数の減少、若者の未婚率の増加

本町の婚姻件数について、令和6年は23件と過去6年間で最も少なくなっており、結婚する町民が減少していることがうかがえます。

また、15～39歳の若者の未婚率について、平成12年以降は25歳以上で増加傾向にあり、また男性の方が女性よりも未婚率が高い状況となっています。

子ども・若者調査結果より、未婚者に結婚希望を尋ねたところ、「結婚したい」と回答した人は約半数となっており、若者世代の結婚希望は一定程度あることがうかがえます。また、こどもや若者がより希望を持って暮らしていけるまちになるために必要な取組を尋ねたところ、「子ども・若者が定住したいと思えるような魅力あるまちづくりの推進」が最も多く回答されています。

本町に住む若者が、自身が望む生活を送ることができるように支援していくことが必要です。

(3) 働く若者への支援と将来を見据えた子育て支援

本町の男性の労働力率について、25～59歳では9割を超えており、若者世代のほとんどが就労中あるいは求職中であることがうかがえます。

また、女性の就業率について、出産、育児の時期にあたる30代では労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に20代の女性の就業率が高く、さらに30代の就業率も上昇していることから「M字カーブ」の底も浅くなっており、働く女性が増えていることがうかがえます。

子ども・若者調査結果より、湯浅町をこどもや若者が希望を持って暮らしていけるまちだと思わない理由として最も多く回答されたのは「希望する就職先がないから」となっており、また、こどもや若者がより希望を持って暮らしていけるまちになるために必要な取組として「若者の就職・結婚への支援」が上位回答となっています。さらに、よりこどもを産み育てやすいまちになるために必要だと思う支援としては「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境の整備」が上位回答となっており、若者世代にとっては子育てをすすめていくとしても夫婦共働きであることが前提であると考えていることがうかがえます。

湯浅中学校におけるワークショップでも、「職業の選択肢が少ない」、「就職先、職業が少ない」といった意見が挙げられており、若者への就労支援や就労しながら子育てができるようにするための支援の充実が求められています。

(4) 子ども・若者のための居場所の確保

子ども・若者調査結果より、「居場所」に対するイメージとして、10～14歳、15～39歳ともに「落ち着いてくつろげる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができたりする場所」が上位回答となっています。また、自分にとっての「居場所」について尋ねると、10～14歳、15～39歳ともに「自分の部屋」や「家族が集まる場所（リビング・親戚の家など）」が多く回答されており、「地域」の回答は他の回答と比べて少なくなっています。

湯浅中学校におけるワークショップでは、「若者向けの施設や娯楽施設を増やす」、「遊ぶところが少ない（室内）」といった意見が挙げられており、また、子ども食堂（しらゆりキッチン）ヒアリングにおいても子どもたちの「遊ぶ場所」を求める声が多かったことから、娯楽も含めて子どもたちが気軽に行くことができる物理的な「居場所」の確保が求められていると考えられます。

(5) 子ども・若者へのアプローチと、子ども・若者からの意見の反映

子ども・若者調査結果より、湯浅町を子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについて、10～14歳では“そう思う”と回答した割合が7割程度となっていますが、15～39歳では4割程度が“そう思わない”と回答しています。また、湯浅町は「子どもまんなか社会」の実現に向かっているかについて、10～14歳では“そう思う”と回答した割合が6割程度である一方、15～39歳では4割程度となっています。10～14歳に比べて15～39歳の方が本町に対して厳しい評価をしていることがうかがえます。

本町で生まれた子どもがおとなへと成長するまでの切れ目のない支援の充実を図り、子ども・若者に対するアプローチの拡充を検討するだけでなく、アンケート調査やワークショップ等を通じて出た子ども・若者の「生の意見」を施策にも反映しながら、「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。

A decorative graphic consisting of several overlapping green circles of various sizes. The circles are arranged in a way that they appear to be part of a larger, abstract design. The text is centered over the middle of these circles.

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町の最上位計画である総合計画においては、まちの将来像として【歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～】を掲げています。子ども・子育て支援については、「子ども・子育て支援の充実」、「経済的負担の軽減」、「結婚・就労に関する支援」の3つの施策の方向性の下で推進しています。

また、国においてはこども・若者や子育て世帯をめぐる社会情勢の変化に伴い、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」を制定するとともに、「こども大綱」を閣議決定し、国全体で「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画においては、湯浅町のこれまでの取組や上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、計画の基本理念を次のように定めます。

◆基本理念

こども・若者の幸せな未来を育む
こどもまんなかのまち ゆあさ



2 施策分野

国の「こども大綱」及び和歌山県の「和歌山県こども計画」を鑑み、本町においては以下の3つの施策分野に沿ってこども施策、子育て支援施策を展開します。

(1) こども・若者のライフステージを通じた取組

こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こどもや若者、子育て当事者が持つ多様なニーズに切れ目なく対応し、十分に支援するための取組を推進します。

(2) こども・若者のライフステージに応じた取組

こどもや若者に対する支援を推進するにあたり、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こどもたちの心身の成長や、若者の将来の生活を支援するため、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、ライフステージ別に、それぞれの状況に応じた施策を展開します。

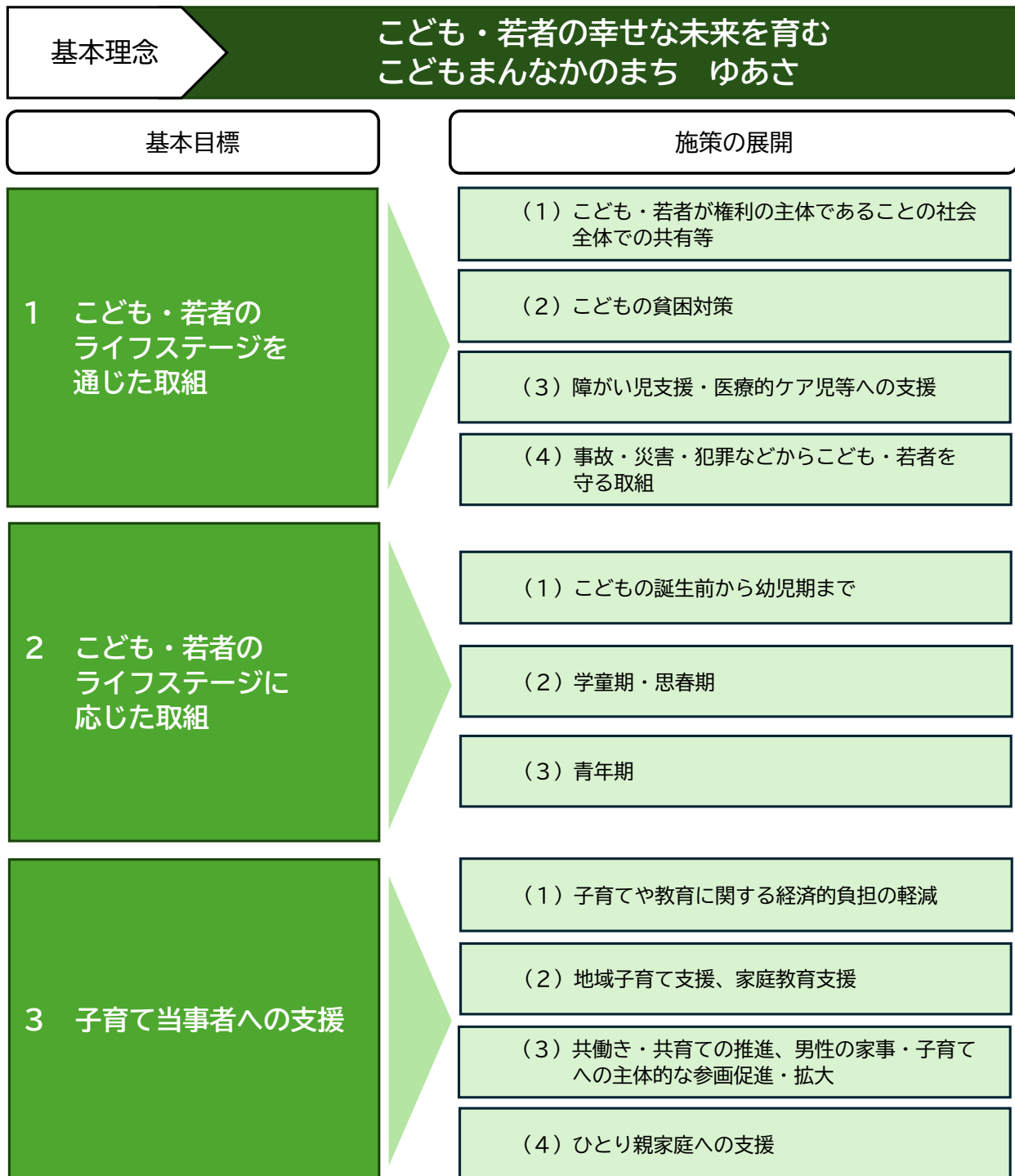
(3) 子育て当事者への支援

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

子育てに関する様々な不安を解消し、こどもと向き合いながら、安心して子育てをすることができるよう、支援の充実を図ります。

3 施策体系

【図表3-1：施策体系】





第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 こども・若者のライフステージを通じた取組

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を通じて普及啓発に取り組み、こどもや若者が、自らが権利の主体であることを広く周知します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こどもの権利に関する啓発の実施	こどもの権利、人権についての学習を町内の各小中学校の教育課程のなかで着実に実施します。	教育委員会

(2) こどもの貧困対策

貧困による困難をこどもたちが強いられないことがないように、経済的な課題を抱える方の生活相談を実施し、貧困の解消に向けた取組を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
生活相談の実施	経済的な課題を抱える方の生活相談を実施し、生活困窮者自立支援制度や生活保護等の必要な支援につなげます。	福祉課

(3) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、発達や将来の自立、社会参加を支援します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
特別支援教育の充実	特別支援学級や、少人数の学級編制により障がいに応じた教育を行います。また、特別の支援を必要とする児童生徒を対象に学習活動や移動介助等の支援を行います。	教育委員会
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害児手当	障がいのあるこどもの家庭生活の安定のため、広報誌や町ホームページ等を活用し幅広く特別児童扶養手当制度等の周知に努めます。	福祉課

(4) 事故・災害・犯罪などから子ども・若者を守る取組

子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下で、交通安全対策、防災対策、防犯対策等を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
安全対策の充実	子どもが安心して保育や教育を受けられるよう、教育・保育施設の施設、危機管理マニュアルの徹底など安全対策を充実します。また、災害時や緊急時の安全対策として、それらを想定した教育施設の環境整備を進めるとともに、防災訓練などの定期的な開催や、防犯・交通安全などの教育を実施し、子どもの安全対策を充実します。	教育委員会
	災害時や緊急時の安全対策として、防災訓練などの定期的な開催や、防犯・交通安全などの啓発を実施し、子どもの安全対策を充実します。	総務課

2 こども・若者のライフステージに応じた取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化、産前・産後の支援の充実など、妊娠期から出産、乳幼児期、就学までの切れ目ない支援を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
切れ目ない支援体制の充実	妊娠期から出産、乳幼児期、就学までの切れ目ない支援を推進するために、妊婦や産婦への訪問、伴走型支援により、心身の状況に応じた個別支援を行うとともに、乳幼児健診等での継続的な健康把握と関係機関等の連携を図ります。また、5歳児健診を実施することで、小学校との連携を強化し、円滑な就学につなげるよう支援を行います。	健康推進課

②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じ、一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。

また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
保育所・幼稚園・こども園との連携強化	保育所・幼稚園・こども園への円滑な移行・接続を図るため、就学時の情報連携を丁寧に行います。また、就園後においても両者の連携を密にした総合的な支援体制の構築に努めます。	健康推進課
小学校との連携強化	園児が小学生や中学生と交流する機会や、小学校の教職員や地域住民との交流を充実させることで、こどもの社会性を育みます。 また、保育所・幼稚園・こども園から小学校への円滑な移行・接続を図るため、両者の連携を密にした総合的な指導體制の構築に努めます。	教育委員会

(2) 学童期・思春期

①居場所づくり

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

また、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童対策を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設を利用し適切な遊びと生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。湯浅放課後児童クラブ・山田放課後児童クラブ・田栖川放課後児童クラブで実施しています。	教育委員会
放課後子ども教室推進事業	平日の放課後や休日に小学生児童を対象に、湯浅えき蔵を中心に学習支援教室や各体験教室を実施し、児童が安全・安心して過ごせる居場所を提供しています。	教育委員会
子どもの生活支援強化事業	地域でのこどもの健全育成を図るため、地域人材を活用して、定期的に学習支援や子ども食堂を開催しています。	教育委員会

②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こどもたちが将来、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜いていくようになるためには、生きる力を育むための様々な知識や経験を教育の中で培っていくことができるようにする必要があります。

こどもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けることができるよう、教育支援を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
青少年育成事業	家庭・学校・地域が連携し、地域のこども達を地域で見守り育てていくことを目標に、青少年の健全育成に関わる各団体が連携し、毎月2回の見守り活動、青少年育成ふれあい標語の募集のほか、青少年育成にかかる講演会を実施し、町全体で青少年の健全育成のためにより幅広く活動していけるような地盤を整備しています。	教育委員会

③いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることから、全ての学校において、いじめ防止に資する取組や、いじめの未然防止教育を推進等、いじめ防止対策の強化を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
生徒指導及び教育相談活動	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	教育委員会

④不登校のこどもへの支援

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、学習支援等、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、校内支援センターの設置	児童生徒、保護者、教職員が相談できるように、専門家の配置を継続します。教育支援センターを整備し、児童生徒の居場所づくりや相談体制の充実を図ります。	教育委員会

⑤体罰や不適切な指導の防止

教職員による体罰や不適切な指導等について、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
学校生活アンケート、コンプライアンス研修の充実	学期ごとに、学校生活アンケートを行い、教職員による体罰や不適切な指導等についての実態把握に努めます。アンケート結果に基づき、必要がある場合はコンプライアンス研修を行い、教職員の意識向上と体罰等の未然防止を図ります。	教育委員会

(3) 青年期

①高等教育の修学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
進学・就職支度金事業	進学や就職を奨励し、生活の安定を図ることを目的に、高等学校・大学への進学時や就職時において支度費用の一部を支給しています。	教育委員会

②結婚を希望する方への支援

希望する方が結婚できるよう、出会いの機会・場の創出支援等について関係機関と連携し支援の充実を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金	婚姻等に伴う新生活の経済的不安の軽減を図るため、婚姻等の増加及び少子化対策の推進を図ることを目的として、新規に婚姻又はパートナーシップ宣言を機に新居において新生活を開始した世帯等に対して、住居の確保、引越し等に要する費用の一部を補助します。	政策企画課

3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

妊婦のための支援給付、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、妊娠・出産・子育てにかかる支援給付や幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
児童手当の支給	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給を継続して実施します。	健康推進課
妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査にかかる費用を全額助成することで、妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
未就学児給食費の助成	3歳児から5歳児で提供される給食の主食費及び副食費を助成します。(上限あり)	教育委員会
保育料・給食の副食費の補助	第2子以降を生み育てる世帯の経済的な負担軽減、その世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、第2子以降の保育料、給食の副食費を補助します。(所得制限あり)	教育委員会
放課後児童クラブ利用料の減免	生活保護世帯は全額免除、ひとり親世帯は利用料の2分の1の額を免除、2人以上の児童が利用する世帯は2人目以降の利用料を2,000円免除します。	教育委員会
病児・病後児保育利用料の助成	4月から翌年3月利用分までの利用料を助成します。(上限15,000円)	教育委員会
町内小中学校給食費無償化事業	保護者が負担する給食費等の費用相当額を助成することで経済負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。	教育委員会
準要保護児童生徒援助費補助金	学校教育法において、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級及び通常の学級(学校教育法施行令第22条に該当する児童生徒)の保護者に対し必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。	教育委員会

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象とし、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て支援に関する情報提供や子育てサークルの支援、子育て相談、保護者同士の交流促進等を通じて、子育ての不安や悩みの解消に取り組みます。	教育委員会
訪問型家庭教育支援事業	地域と家庭をつなぐ支援を行います。家庭教育支援員が定期的に家庭を訪問し、子育てや家庭教育に関する情報提供や相談対応を行い、保護者に寄り添った継続的な支援を実施します。また、子育て講座や交流イベントを開催し、地域のつながりづくりを促進します。	教育委員会
子ども・子育て支援の充実	家庭環境に対する配慮や人権を大切にする心を育てる保育の推進及び充実を図るため、家庭支援推進保育士を配置し、児童の処遇向上と健全な育成に努めます。	教育委員会

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男性の家事・子育てへの参画の促進に向けた啓発を行う等を通じ、子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
父親の子育ての主体的参画推進	父親の育児参加を促すきっかけとした「両親学級」の開催や、「母子手帳アプリ」を活用した家庭内での育児についての情報共有を進め、妊娠期からの共育て意識の醸成を図れるよう取り組みます。	健康推進課
病児・病後児保育事業	病気時や病気の回復期で保育所等に通えないこどもについて、就労等の事情により保育できない保護者に代わり、病院等で一時的に預かる事業です。有田川町にある「赤ちゃんからの平山こどもクリニック」で実施しています。	教育委員会
延長保育事業	保育所等に通う保育認定を受けたこどもを、通常の利用日・利用時間を超えて引き続き保育します。たむらこども園・ゆあさこども園・ひまわり保育園・湯浅幼稚園で実施しています。	教育委員会
一時預かり事業	保育所等に在籍していないこどもについて、保護者の就労・病気等で保育することができない場合に、ゆあさこども園において一時的に預かります。また、教育認定を受けたこどもについて、教育時間の前後に一時的に預かります。	教育委員会

施策名	取組内容	担当課
乳幼児等通園支援事業	保育所等に在籍していない0歳6カ月から3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況と養育環境を把握するための面談や子育てについての情報提供・助言等を行います。	教育委員会

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課

4 成果指標

基本理念及び本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況をはかるため、以下の項目を評価指標として設定します。

【成果指標】

評価指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「今の自分が好きだ」と回答したこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：75.9% 15～39歳：69.3%	10～14歳：85.0% 15～39歳：80.0%
湯浅町を、「こどもや若者が希望を持って暮らしていけるまち」だと思うこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：67.4% 15～39歳：37.9%	10～14歳：80.0% 15～39歳：60.0%
湯浅町は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うこども・若者の割合（こども・若者意識調査）	10～14歳：62.8% 15～39歳：37.6%	10～14歳：80.0% 15～39歳：60.0%
地域の行事に参加したことがないこどもの割合（こどもの生活実態調査：こども向け）	14.4%	0.0%
子ども食堂（しらゆりキッチン）の認知度（こどもの生活実態調査：こども向け）	69.5%	80.0%



第5章 施策推進のために

第5章 施策推進のために

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

本町においては、こども・若者に対するアンケート調査や懇談会の実施、子ども・子育て会議への若者世代の登用など、こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組めます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 施策の立案及び点検・評価

こども施策の推進にあたっては、統計データ等の定量的データに加え、こども・若者からの意見聴取で得た定性的データも活用し、EBPM⁴の観点も取り入れながら施策の立案及び点検・評価を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

保育士や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、継続支援、専門性の向上を図ります。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、雇用等の関係機関・団体の連携による「横のネットワーク」と、こども・若者の年齢によって途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制を構築し、関係する機関・団体や支援の機能強化・連携強化を図ります。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

デジタル技術の活用を通じ、情報発信や広報の改善・強化や、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

(5) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

国が推進する「こどもまんなかアクション」等を踏まえ、本町においても、こどもや子育て当事者を社会全体で支えていくために社会や町民の意識改革を進め、こども・若者、子育てに優しい社会づくりに取り組めます。

4 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（情報や統計等のデータ）に基づくものとする。

3 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。具体的には、

- ① こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携
- ② 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

において、児童虐待防止、社会的養護体制、母子・父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

4 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知

計画の推進にあたっては、町民の参画、協力が不可欠なことから、こども施策等について、広く町民にお知らせし、理解と協力を得ながら推進していくことが必要です。

広報誌をはじめとして、町ホームページ、町からの配布資料等で本計画の周知を図ります。

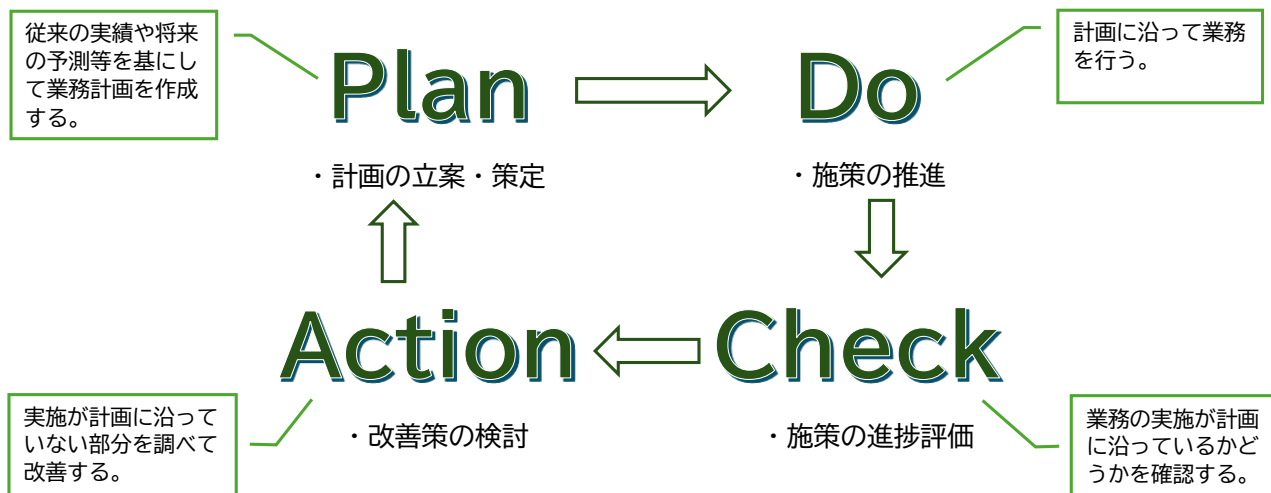
(2) 計画推進体制及び計画の進行管理

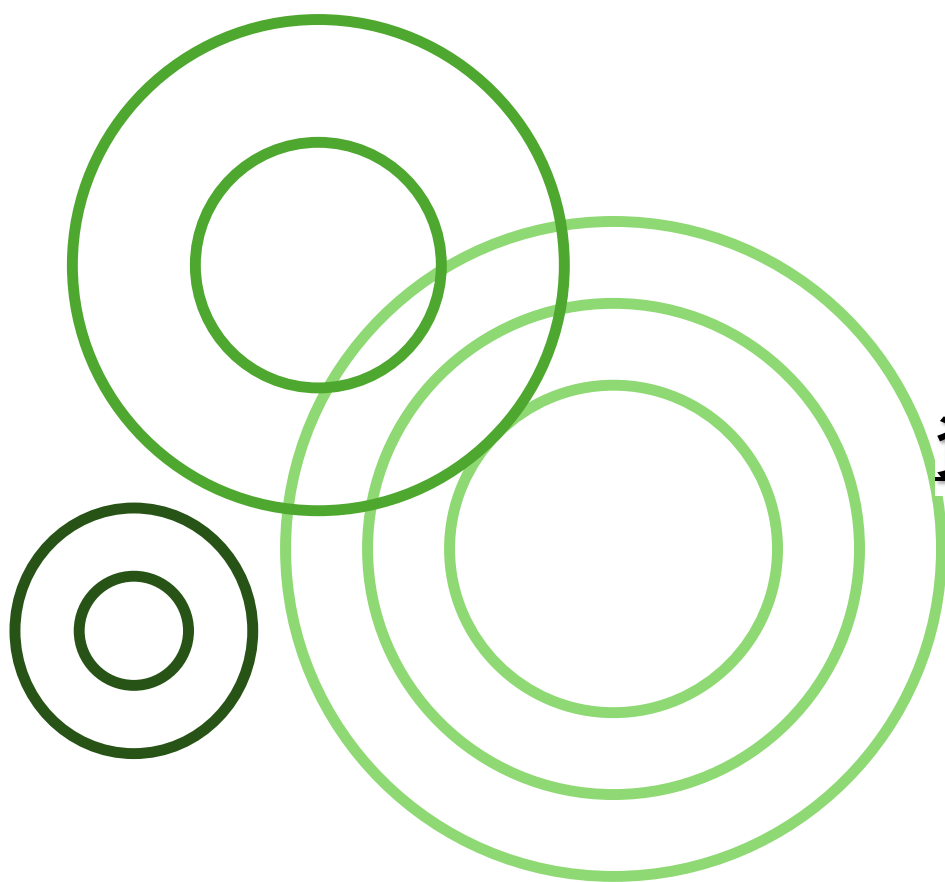
計画の推進にあたっては、健康推進課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて状況の把握・点検を行い、評価を実施します。

計画の点検・評価については、PDCAサイクルの考えに基づき行います。

なお、湯浅町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策等の見直しを図ります。

【図表5-1 PDCAサイクル】





資料編

資料編

1 湯浅町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体	役職
	大谷 正明 (~令和7年12月31日)	小中学校PTA連絡協議会	
	権 貴大 (令和8年1月1日~)		
	山崎 安子	湯浅町民生児童委員協議会	主任児童委員
	松下 瑞良	湯浅幼稚園	園長
	伊藤 和幸	ひまわり保育園	園長
	平川 拓也	ゆあさこども園保護者会	会長
委員長	山下 仁之	湯浅町校長会	
	金森 敏代	家庭教育支援チーム	家庭教育支援員
	寺井 肥呂子	学童保育 田栖川元気っ子クラブ	指導員
	大門 稔明	公募委員	
	小住 真有美	公募委員	

2 湯浅町子ども・子育て会議条例

平成 30 年 9 月 18 日 条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯浅町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

一部改正〔令和 5 年条例 16 号〕

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理するものとする。

一部改正〔令和 5 年条例 16 号〕

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事に従事する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 町長は、委員に対し、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 61 年湯浅町条例第 1 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日 条例第 16 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 策定経過

区分	実施内容
第1回策定委員会	
日時	令和7年7月1日(火)
場所	湯浅町役場2階 災害対策室
議題	(1) (仮称) 湯浅町こども計画について (2) アンケート結果について
第2回策定委員会	
日時	令和7年11月14日(金)
場所	湯浅町役場2階 災害対策室
議題	・(仮称) 湯浅町こども計画(素案)について
第3回策定委員会	
日時	令和8年2月2日(月)
場所	湯浅町役場2階 災害対策室
議題	・(仮称) 湯浅町こども計画について
令和8年2月6日～令和8年2月27日：パブリックコメント実施	

湯浅町こども計画

(発行日) 令和8年3月

(発行) 湯浅町

(編集) 健康推進課

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木 668 番地 1

電話 0737-65-3008

FAX 0737-65-3006

URL <https://www.town.yuasa.wakayama.jp/>



湯浅町 こども計画

